**監査役職務確認書（2025年版）**

**＜目次＞**

（項目名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ページ番号）

**Ⅰ．監査計画及び監査環境の整備に関する項目　　　　　　　　　　　　　　　　　３―８**

１．　監査計画及び職務の分担

２．　監査役の監査環境の整備及び監査役への報告に関する体制等

３．　監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

４．　監査役会の運営及び監査役会非設置会社の監査役の連携

**Ⅱ．業務監査に関する項目　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　９－２５**

１．　取締役会への出席・意見陳述 ／ 重要な会議への出席

２．　取締役会等の意思決定・監督義務の履行状況の監査

３．　取締役（会）への報告義務・行為差止め請求

４．　競業取引・利益相反取引等の監査

５．　会社法に基づく内部統制監査

６．　金融商品取引法に基づく内部統制監査（上場会社等とそのグループ会社に適用）

７．　会社の支配に関する基本方針等の監査及び第三者割当の監査と独立役員の対応

８．　代表取締役との定期的会合

９．　取締役及び使用人に対する報告請求、業務・財産の調査（往査の実務）

１０．企業不祥事への対応及び第三者委員会の設置

１１．企業集団に関する監査

１２．内部監査部門及び内部統制部門との連携

１３．事業報告等の監査

**Ⅲ．会計監査に関する項目**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**２６－３２**

１．　会計監査人非設置会社の会計監査

２．　会計監査人設置会社の会計監査

３．　会計監査人の選任等・会計監査人の報酬等についての確認

４．　会計監査人との連携についての確認

**Ⅳ．監査報告に関する項目**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**３３－３５**

１．　監査調書の作成 ／ 監査内容等の報告・通知

２．　監査報告の作成・通知

３．　株主総会提出議案の調査 ／ 株主総会への報告・説明等

**Ⅴ．監査役が対応すべきその他の項目　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　３５－４０**

１．　取締役等の責任一部免除に関する事項

２．　取締役に対する株主代表訴訟・多重代表訴訟の提起請求等への

監査役の対応

３．　監査役の選任議案に関する事項

４．　監査役の報酬に関する事項

５．　監査役（会）・内部監査部門・会計監査人の監査（三様監査）間の連携に関する事項

６．　監査役と社外取締役との連携に関する事項

**Ⅵ．善管注意義務を履行していること・任務懈怠をしていないこと等　　　　　　４１**

**についての確認**

【本確認書の特徴】

１．監査役職務確認書とは

「監査役職務確認書」は、監査役が自らの監査実務を点検するための「セルフチェックリスト」として作成しております。監査役の方が、次のような目的で利用することを想定しています。

①監査役の職務の概要を確認する

②監査役が負う法的責任の概要を知る

③監査役自身の職務遂行状況をセルフチェックする

本確認書には、「確認書（全文版）」（確認事項に法的背景・根拠及び監査の実効性をより高めるためのアドバイスなどの説明を加えたもの）と「確認事項のみ」の版があります。

２．本確認書に記載した監査役の職務

　　本確認書では、標準的と思われる監査役の職務を記載しています。「監査役又は監査役会設置会社」「大会社」「会計監査人設置会社」「上場会社」などの監査役が利用できるようになっています。大会社、会計監査人設置会社、上場会社等の特有の職務である場合は、その旨が分かるように記載しています。監査役の基本的な職務は共通する部分が多いですが、ご利用いただくに当たって、「当社には当てはまらない」と考えられる項目は除外していただくなど、各社の実態に合わせてご利用ください。

３．本確認書の活用例

　　本確認書の活用によって、ご自身の監査役職務への理解度及び活動状況を確認することができます。

利用する時期については、例えば、次のような時期が考えられます。

　➀監査計画作成時に、監査活動の範囲や重点監査項目を考えるときに参考にする。

　②期末に1年の監査活動を振り返り、実行できた項目、できなかった項目をチェックし、

　　さらに翌年度の監査計画を作成するときの参考にする。

③期中に、監査活動状況を見直し、あるいはやり残したことがないかの確認をする。

また、複数の監査役がいる場合、各自がセルフチェックした内容を参考にして意見交換し、監査役

全員の監査活動状況を確認する使い方も考えられます。

４．確認事項のチェックの仕方について

　 確認事項の内容に当てはまる場合は、□の中に〇や✓を入れていただければ結構です。

　 確認事項の一部には当てはまるが、一部当てはまらない部分がある場合には、△などを記入し、確認

事項の下部にある＜メモ＞欄にその旨記載していただければ、後の振り返りに役立ちます。

【法令略称凡例】

会社　　：会社法　　　　　　　会社令　：会社法施行令　　　　会社規　：会社法施行規則

会算規　：会社計算規則　　　　金商　　：金融商品取引法　　　会計士　：公認会計士法

会計士令：公認会計士法施行令　監査基準：企業会計審議会監査基準

**監査役職務確認書**

**Ⅰ．監査計画及び監査環境の整備に関する項目**

|  |
| --- |
| **Ⅰ-１．監査計画及び職務の分担** |
| ［確認事項］ |
| □１．監査役間又は監査役会で前年度の監査活動の実効性について協議し、重点監査項目、監査方法及び職務分担を定め、監査計画を作成した。  □２．監査計画に関し、代表取締役と意見交換し、取締役会等で説明を行った。  □３．監査計画策定にあたり、内部監査部門や会計監査人と必要なコミュニケーションを行った。 |
| ＜メモ＞（確認できなかった事項の理由・今後の課題等） |
| ［説明］ |
| (1)監査計画は、事業の持続的な発展と良質な企業統治体制の確立に資する監査活動を効率的に行うための基本計画である。策定にあたって監査役（会）は、前年度の監査活動の実効性について分析・評価を行った上で、取締役や内部監査部門等及び会計監査人と緊密なコミュニケーションや連携を図り、自社の重要リスクを反映させることが重要である。監査役会設置会社の場合、監査役会で決定する必要がある（会社390②三）。  (2)監査役（会）は、重要性、適時性その他を考慮して、重点監査項目を設定し、監査対象、監査の方法及び実施時期を適切に選定し、監査計画を作成し、代表取締役、取締役会及び会計監査人等に説明する。  (3)監査計画を作成するときは、監査役間又は監査役会で、以下に例示された事項についても確認、協議する。  ①会社の経営方針、経営計画、経営及び事業運営上のリスク管理体制  ②会社の法令遵守管理体制、コンプライアンス体制  ③計算関係書類・財務諸表等の虚偽表示リスク、「監査上の主要な検討事項（ＫＡＭ）」  ④その他内部統制システムの構築状況、運用状況（取締役会決議、その他関連規程類等）  ⑤前年度の監査活動の実効性の評価、課題等  (4)各監査役は全ての監査対象について監査を行う義務がある。ただし、組織的・効率的な監査をするために、監査役間・監査役会で職務の分担を定めることができる。また、監査役スタッフ(補助使用人)　設置の場合は、その職務内容を定める。  (5)年度単位の監査計画の立て方としては、次の二通りがある。  ①事業年度を単位とする場合：3月決算の場合、新年度の4月～翌年3月。但し、翌年4月から6月の監査報告作成、定時株主総会に係る計画についても同時に計画することが望ましい。  ②定時株主総会を単位とする場合：3月決算の場合、定時株主総会終了後の7月から翌年6月。但し、翌年4月から6月の新事業年度の監査に係る計画については、期末で見直しを検討することが望ましい。  いずれの場合においても、6月の定時株主総会で選任された新任監査役は、その年の4月1日から6月下旬までの約3カ月の未就任期間も監査の対象となることに留意しなければならない。  (6)監査計画は、新任監査役の就任、内部統制上のリスクの変化、追加的監査の必要など、当初計画時との状況の変化に応じて期中に適宜見直し修正する。  (7)監査役間又は監査役会は、内部監査部門等、会計監査人と次の事項について、協議・確認しておく。  ①取締役会その他の出席すべき重要会議  ②本社各部門、各事業所の実地調査の方法等（具体的な監査時期・内容など）  ③内部監査部門等の監査日程、内容等  ④期末決算、中間決算、四半期決算の日程、会計監査人の監査日程、内容等  (8)監査計画の意図を理解してもらうことは効率的かつ実効的な監査活動のために必要であり、監査対象部門には、事前に内容を周知徹底することが望ましい。  (9)監査役監査と内部監査、会計監査人の監査との相違を見極め、監査役監査の本質を逸脱しないよう留意するとともに、過重な内部統制が業務効率を阻害していないかも含めて確認する。  (10)監査役（会）は、監査計画作成に当たって、所要の費用を見積もり、会社に予算請求する。その職務の執行において予算外の前払金・費用が発生したとき（弁護士等社外の専門家に調査・助言等を委託するなどを含む。）も会社に請求する。会社は、その費用が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができず、支払わなければならない（会社388）。監査役の職務上の費用の処理についての方針は、内部統制システムの取締役会決議事項となっている（会社規100③六）。その実効性を持たせるために社内規則等を定めていることを確認する。　なお、費用として、監査役の職務遂行上に必要な知識の習得のための、研修参加費用、参考図書購入費用等も含めることができる。 |
| ［参考］ |
| ○監査役監査基準13条[監査費用]、37条[監査計画及び業務の分担] |
| ［監査のツボ］ |
| 1）監査役（会）の監査計画においては総花的ではなく重点課題を設定する。下記①②が基本的な重点課題である。  ①取締役の職務執行に関する最重要なリスクを把握して、課題を設定する。リスク設定に当たっては、市場・社会変化を勘案する。  ②内部統制システムの構築と運用状況の監査においては、取締役会、取締役が有効にＰＤＣＡを実行しているか、特に期末等において取締役会で、的確に運用状況を評価し、課題を認識し、必要に応じて、決議内容の見直し等を行っているかに着目し、監査の実施を計画する。  2)監査役が複数の場合、監査範囲の分担を行うことはできるが、他の監査役が行った監査結果に相当性を認められない場合は放置せず、自ら監査権限を行使することが期待されている。自己の担当でないことを理由に責任を逃れることはできない。  3)公開会社でない会社（監査役会設置会社・会計監査人設置会社は除く）は、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる。この定款の定めがある場合、その権限は、会計に関する監査(会計に関する報告聴取・調査を含む)に限られる（会社389）。  4)上場会社等（有価証券報告書提出会社）の場合、金融商品取引法に基づく公認会計士又は監査法人（監査人という）の財務諸表監査において、その監査報告に、「経営者及び監査役等の責任」の文言を明記し、「監査上の主要な検討事項（ＫＡＭ）」の内容を記載することが義務付けられている（企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」2018年7月5日、「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」平成30年11月30日）。「監査上の主要な検討事項（ＫＡＭ）」は、監査計画立案のときに監査役（会）と協議した事項（重要な虚偽表示のリスクが高い事項、見積りの不確実性の高い事項等）の中から、監査の過程を経て監査人によって決定される。監査役（会）は、会計監査の実効性の向上を図るため、より一層、監査人との協議や双方向コミュニケーションが望まれる。 |
| **Ⅰ-２．監査役の監査環境の整備及び監査役への報告に関する体制等** |
| ［確認事項］ |
| □１．職務を適切に遂行するために、取締役はもちろん、内部監査部門及び会計監査人等と意思疎通を図って、情報収集及び監査環境の整備に努めている。  □２．「取締役や会計監査人が、会社への損害のおそれのある事実、法令・定款違反、不正行為等を発見したとき監査役に報告する義務があること」を取締役や会計監査人に確認している。  □３．経営状況、事業遂行状況、財務状況、月次・四半期・半期・期末決算の状況等が定期的に報告される体制が整備されていることを確認している。  □４．内部監査部門が実施した内部監査の結果、リスク管理の状況、コンプライアンスの状況、事故・不正・苦情・係争案件の状況等につき適時・適正に報告を受けている。 |
| ＜メモ＞（確認できなかった事項の理由・今後の課題等） |
| ［説明］ |
| (1)監査役は、その職務を適切に遂行するため、取締役や子会社の取締役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。（会社規105②）  また、監査役は、適切にその職務を遂行するに当たり、内部監査部門及び会計監査人等との意思疎通を図り、意見交換や情報収集を行い、状況を把握して対応しなければならない。  (2)取締役は、株式会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した時は、直ちに、当該事実を監査役（会）に報告する義務がある（会社357）。この場合、監査役からの要求の有無にかかわらず、取締役の側から、その事実を報告しなければならない。  (3)会計監査人設置会社の場合、会計監査人（監査人）は、その職務を行うに際して取締役の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した時は、遅滞なく、これを監査役（監査役会）に報告しなければならない（会社397①、金商193の3、財務諸表の監査証明に関する内閣府令7条）。監査役は必要がある時は、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる（会社397②）。  (4)監査役による監査を実効性のあるものとするためには、監査役が監査に必要な情報を適時・正確に把握できていることが前提となる。従って会社法（会社法施行規則）は監査役への報告事項、報告の方法等の体制を取締役会で決議し、整備することを求めている（会社362④六、会社規100③四・五）。  ＜整備すべき体制などの例＞  ・監査役の重要な会議への出席  ・稟議書、決裁書、重要な会議等の関係資料等の重要な書類の閲覧(電子メール、電子ファイル等を含む)  ・取締役(会)・使用人等による監査役への定期的又は臨時の報告体制  ・内部監査の内容及び結果の報告体制  ・内部通報制度の運用状況と通報内容の監査役への報告体制  ・子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者による親会社監査役への定期的又は臨時の報告体制  ・監査役に報告した者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  (5)監査役（会）は自社及びその企業集団の事業の特性、組織体制の状況その他監査を遂行するにあたって認識すべきリスクの状況等を勘案し、会社法等が定める監査役（会）に対する報告事項はもちろん、監査役（会）への実効的で機動的な報告がなされるよう、  ・監査役に報告すべき事項の範囲  ・監査役に報告する方法  を明確にするため、社内規則の制定その他の社内体制の整備を取締役に強く働きかける。 |
| ［参考］ |
| ○監査役監査基準18条[監査役監査の実効性を確保するための体制]、21条[監査役への報告に関する体制等]、25条[内部統制システムに係る監査] |
| ［監査のツボ］ |
| 1）監査役へ報告すべき重大な事実には、法令・定款違反に加え、業績予想の著しい変動、大幅な損失・資産の下落、事業遂行に重大な支障のある事故、会社の信用や社会的評価を失墜させるおそれのある品質管理・安全管理に関わる問題等も含まれる。 |

|  |
| --- |
| **Ⅰ-３．監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項** |
| ［確認事項］ |
| □１．監査の実効性を確保するため補助使用人の必要性を検討した。  　　　検討結果　□ 必要有り　（理由　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)  　　　　　　　　　　□ 必要なし　（理由　　 )  □２．必要と判断し、取締役に補助使用人の配置を求めた。  　　　 (取締役の対応: )  □３．必要に応じて取締役と協議を行うなど、補助使用人の業務執行者からの独立性の確保に努めている。 |
| ＜メモ＞（確認できなかった事項の理由・今後の課題等） |
| ［説明］ |
| (1)監査役は、企業規模、経営上のリスクその他を考慮し、業務を遂行するにあたり補助使用人の要否につき検討し、必要と判断した場合は、補助使用人の配置を取締役に求めなければならない（会社362④六）。  (2)補助使用人の配置に当たっては、業務執行取締役等からの独立性の確保、及び監査役（会）の指示の実効性の確保に留意する（会社規100③）。補助使用人の職務に対する適性・人事異動（異動先・プロモーションを含む）・人事評価・懲戒処分等については、監査役の意見が適切に反映されるように努めなければならない。また、監査役（会）が指揮命令できること、補助使用人が監査役（会）の指定する重要な会議に出席できること、内部監査部門等が補助使用人の活動に協力すること、監査に必要な情報の収集や報告の聴取ができること、監査に関する費用を会社が負担することなどが、指示の実効性を確保する上で重要である。  (3)補助使用人は専任であることが望ましい。補助使用人が兼任の場合、監査役補助業務を担うときは、取締役以下、当該組織の上長の指揮命令を受けない旨を明確にしておく。 |
| ［参考］ |
| ○監査役監査基準18条[監査役監査の実効性を確保するための体制]、19条[補助使用人]、20条[補助使用人の独立性及び指示の実効性の確保] |

|  |
| --- |
| **Ⅰ-４．監査役会の運営及び監査役会非設置会社の監査役の連携** |
| ［確認事項］ |
| □１．[監査役会設置会社が対象] 会社法等に則した体制を整備し、規程・規則等を定め、運営している。  □２．[監査役会非設置会社が対象]監査役間の意思疎通、情報共有を図るために、定期的に意見交換又は協議をしている。  □３．[社外監査役がいる場合]社外監査役は、独立性、中立性等の立場に基づき、積極的に情報共有や発言をしている。 |
| ＜メモ＞（確認できなかった事項の理由・今後の課題等） |
| ［説明］ |
| (1)監査役会設置会社の監査役は3名以上で、そのうち半数以上は、社外監査役でなければならない（会社335③）。公開会社では、社外監査役の監査役会・取締役会への出席・発言状況等は事業報告の記載事項となる（会社規124四）。  (2) 社外監査役（証券取引所上場規程により指定された独立役員を含む。）は、独立性、中立性及び一般株主の利益を踏まえた公平･公正な意見表明が求められている。社外監査役は、期待されている機能を発揮して、他の監査役との情報共有等に努め、代表取締役及び取締役会に対し積極的に意見を述べるべきである。  (3) 監査役会は、次の職務を行う（会社390②）。  ①監査報告の作成  ②常勤監査役の選定及び解職  ③監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法、その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定  ただし、③の事項の決定がある場合であっても、監査役会は、法令に規定されている各監査役の権限の行使を妨げることはできない。  (4)監査役会については、会社法等に則して体制及び規則等を整備し、円滑な運営を図る（会社390～395）。  (5)監査役会の機能を発揮し、監査の実効性を高めるためには、特に下記の工夫が重要である。  ①各監査役は、積極的に忌憚のない意見交換を行い、納得がいくまで審議する（会社規105④）。審議を尽くした結果、監査役会の決定が会社法390条2項3号の決定に関する事項（上述(3)③）で、それに対して意見が異なる監査役は、自らの意見に基づき調査や発言等の行動をする。これを監査役の独任制という。この場合、監査役会の議事録に監査役会の決定に異議を唱える監査役の氏名とその意見を記録しておかないと、その監査役も決定に賛成したと推定されるので注意が必要である（会社393④）。  ②監査役会は、社外監査役が期待されている機能を発揮できるよう情報の共有・資料の事前送付等に配慮する。  ③監査役（会）は、監査役に既に与えられている権限・機能を再確認し、能動的に内部統制を主管する部署（財務・法務部門を含む）及び内部監査部門等に追加情報を求め、必要なときは、独立した立場にある社外の公認会計士・弁護士・その他専門機関等（国税税務相談等）の助言を得ることが重要である。なお、監査役はこれらの費用を会社に請求することができる（会社388）。  (6)監査役会には、書面決議は認められていない。但し、書面報告はできる（会社395、会社規109④）。  (7)複数の監査役が設置され監査役会が設置されていない会社においては、監査役間の意思疎通を円滑にし、組織的・実効的な監査を進めるために、定期的な意見交換や協議をする場を設けることが望ましい。監査役会に準じた運営を行う監査役協議会(仮称)を設置することが考えられる。  (8)監査役会非設置会社においても、監査の実効性を高め、監査品質を維持・向上させるためには、常勤監査役を選定することが望ましい。この場合、就任している監査役の互選で決定する。定款に、常勤監査役の設置とその員数を定めておくことが望ましい。  (9)監査役協議会等を設置する場合、監査役協議会規則等を定め、監査役の権限、組織と運営方法等を明らかにしておく。監査役協議会での決議や同意の決定は、法的には、監査役が二人以上いる場合のその過半数による決定や同意として扱われる。しかし、その決議や同意の決定は、監査役の総意として取締役(会)等に対して一定の効力を発揮させることができる。 |
|  |
| ［監査のツボ］ |
| 1）取締役会の重要な案件に関しては、資料等の事前提示を求めると共に情報収集に努め監査役会又は監査役協議会等で必要な審議を行う。  2)監査の実効性を高め、監査品質を維持・向上させるため、たとえ独任制の判断のもと意見の異なる監査役が行った調査等の結果であっても他の監査役と情報共有することが望ましい。 |

**Ⅱ．業務監査に関する項目**

|  |
| --- |
| **Ⅱ-１．取締役会への出席・意見陳述 ／ 重要な会議への出席** |
| ［確認事項］ |
| □１．会社法に定める権限と義務を認識し、取締役会に出席し、必要の都度意見表明を行っている。  □２．取締役会の議事録が、法令の定めに従い議事の概要を正確に記載していることを常に確認して、署名（電子署名を含む）又は記名押印を行っている。  □３．監査に必要と考える重要な会議等に出席し、必要の都度意見表明を行っている。 |
| ＜メモ＞（確認できなかった事項の理由・今後の課題等） |
| ［説明］ |
| (1)監査役は、取締役の職務の執行を監査する（会社381①）  (2)監査役は、取締役の職務の執行を監査するため、取締役会に出席し、付議内容等が法令・定款等に抵触するおそれ（あるいは社会通念上・企業倫理上問題）があると思う場合や、十分に調査し、合理的であるとは云い難い場合など、必要と考える場合は意見を述べる義務を有する（会社382･383①）。各監査役は、取締役会で必要な意見表明をして、その内容を議事録に残さないと任務懈怠責任などを追及される場合がある（会社規101③六ニホ）。  (3)監査役は、取締役会の議事録に署名（電子署名を含む）又は記名押印を行う義務を有し、議事録が取締役会の議事概要を正確に記載しているかを確認し、正確に記載されていないと認める場合は、訂正を求める（会社369③、会社規101・225）。  (4)監査役は、取締役の職務執行を監視、検証するために、いつでも取締役、従業員等に対して事業の報告を求め（報告請求権という）、会社の業務・財産の状況を調査できる（業務財産調査権という）（会社381②）。このため、監査役は必要と認める場合、取締役会以外の重要な会議（常務会、経営会議等）への監査役の出席機会が確保されるよう取締役に要請し、監査役監査の一環として出席する。出席していない監査役には、会議の内容を説明する等、情報の共有化に努める（会社規105②④）。 |
| ［参考］ |
| ○監査役監査基準40条[取締役会への出席・意見陳述]、43条[重要な会議等への出席] |
| ［監査のツボ］ |
| 1) 会議の資料を事前に求めておき、自己の意見を纏めておくことが大切であり、取締役会の審議過程で意見表明の必要を認めたときは、必ず発言する義務がある。  2) 会議後、自ら議事の要点メモを作成し、監査証跡を残しておくことが望ましい。（作成過程で事実誤認がないよう、重要事項・懸念事項等を担当取締役等に再確認する） |

|  |
| --- |
| **Ⅱ-２．取締役会等の意思決定・監督義務の履行状況の監査** |
| ［確認事項］ |
| □１．取締役会が法令・定款を遵守し、会社の利益を第一に考えてかついわゆる経営判断の原則に配慮し、適切に意思決定を行っているかを確認している。  □２．[上場会社の場合]取締役会がコーポレートガバナンス・コード第4章「取締役会等の責務」で規定する各原則の趣旨を理解し、適切に意思決定を行っているかを確認している。  □３．代表取締役等が、取締役会で職務執行状況を適法、適切に報告をしているか、取締役会が代表取締役等に対する監督義務を適切に履行しているかを確認している。  □４．取締役会を書面決議で行う場合は、適法に行われているか、提案内容に異議を述べる必要の有無を確認している。 |
| ＜メモ＞（確認できなかった事項の理由・今後の課題等） |
| ［説明］ |
| (1) 取締役及び取締役会等（監査役が出席するその他重要な会議を含む。以下同様）の意思決定の監査、及び業務執行の監査に当たっては、以下の観点から監視、検証を行い、必要と認めた場合、取締役及び取締役会等に対し、意見を表明しなければならない。  ①　意思決定内容が法令、定款又は社内規則等に違反していないこと  ②　意思決定が取締役又は第三者の利益でなく、会社の利益を第一に考えていること  ③　事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと  ④　意思決定過程が合理的であること  ⑤　意思決定内容が通常の企業経営者として明らかに不合理でないこと  (2)取締役及び取締役会等の意思決定は、将来発生するリスクに挑戦することを含めその裁量の範囲が広いとされているが、「取締役及び取締役会等の意思決定の監査の5項目」（上述(1)参照）及び「経営判断の原則」（下記[参考]欄＊印参照）に十分に配慮されていない場合は、取締役のほか、場合によっては監査役も、善管注意義務違反として責任を問われるおそれがある（会社330、民法644）。  (3)上場会社の場合、会社法等の法令遵守のみならず、証券取引所上場規程に基づくコーポレートガバナンス・コードの原則の実施、実施しない場合には説明（コンプライ・オア・エクスプレイン）が求められている。取締役及び取締役会がＣＧコードの各原則に照らして適切な意思決定や監督を行っているか、監査役は監視するとともに、必要と認めたときは、意見を述べなければならない。  (4)取締役会規則が法令改正等の社会状況の変化や、自社の状況の変化に対応しているか、定期的に見直すことも必要である。  (5)取締役会が、代表取締役及び業務を執行する取締役にその職務の執行状況を適時、適切に報告を求めているか（会社363②）、また、監督義務を適切に履行しているか（会社362②）を監視、検証する必要がある。取締役会の監督は、取締役の職務執行の適法性にとどまらず、経営判断を含む妥当性に及ぶ。  (6)取締役会設置会社は、定款の定めがある場合、取締役会の決議の省略（書面決議）ができる。取締役会の書面による決議の提案がなされた場合、監査役は、当該提案について議決権を有する取締役全員が書面又は電磁的記録により同意していることを確認し、提案内容が審議を行わずとも同意できる内容であるかを十分考慮して、異議を述べるか同意するかを判断する（会社370）。書面決議について、監査役は、書面又は電磁的記録により意思表示することが望ましい。 |
| ［参考］ |
| ○監査役監査基準22条[取締役の職務の執行の監査]、23条[業務執行取締役の職務執行の監査]、24条[取締役会等における取締役の報告及び取締役会における意思決定の監査]  ＊経営判断原則（佐々木宗啓他「東京地裁における商事事件の概要」旬刊商事法務2005年2月15日号(NO.1722) 31頁）  ・経営判断の前提となる事実認識の過程（情報収集とその分析・検討）における不注意な誤りに起因する不合理さの有無  ・事実認識に基づく意思決定の推論過程及び内容の著しい不合理さの存否 |
| ［監査のツボ］ |
| 1) 取締役会が監査役にとって取締役の職務執行を監査する最重要な場であることを認識し、監査役は、法令・定款・社内規則違反や多額の損失などの事実又はその疑いがあることについて発言し、議事録に記載させる責任がある。不合理と思われる案件や資料が不十分と思われる案件の場合は、適切かどうか発言し、更なる資料などを求める必要がある。  2) 取締役会に本来議案としてかけるべき案件の漏れを見逃さないことが重要であり、定款・取締役会規則等を座右に置きチェックを行う。  3)取締役会を活性化させ、その機能の向上を図るために、取締役会がその役割・責務を適切に遂行しているかについて取締役会によって分析・評価されることが望ましい。評価項目には、例えば、代表取締役その他の業務執行取締役が会社の戦略的な方向性に基づいた意思決定をしているか、意思決定に対応するリスクを適切に管理しているか、取締役が職務執行状況を適時・適切に報告しているか、中期経営計画等の達成状況を分析しているか、業績評価が経営陣の人事に反映されているかなどが含まれる。監査役（会）は、取締役会が分析・評価する項目・手続を定め、それを実施しているかを監査の着眼点とする。  4)最近、企業では、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題への対応が、重要な経営課題となっている。特に、上場会社においては、有価証券報告書に「サステナビリティに関する考え方及び取組」を経営方針・経営戦略との整合性を意識して記載しなければならない。監査役としても、取締役会がこのテーマを重要な経営課題として掲げ、積極的に取り組んでいるか、注意する必要がある（コーポレートガバナンス・コード原則2-3・補充原則2-3①、令和5年1月31日改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」）。 |

|  |
| --- |
| **Ⅱ-３．取締役（会）への報告義務・行為差止め請求** |
| ［確認事項］ |
| □１.会社法に定める取締役（会）へ報告すべき事象を認識したため、遅滞なくその旨を取締役（会）に報告した。  □２.迅速に取締役会に報告する必要があったために、取締役会の招集を請求、又は自ら招集した。  □３.取締役の不正行為などによる会社の損害の発生・拡大を防止するため取締役に対して当該行為をやめるよう請求した。（差止請求権限）。  □４.上記１～３の事象の発生を確認したが、１～３に記載の対処はしなかった。 （発生した事象：　　項） （対処しなかった理由：　　　　　　　　　　　　 　）  □５**.**上記１～３については、今年度は発生していない。 |
| ＜メモ＞（確認できなかった事項の理由・今後の課題等） |
| [説明]  (1)監査役は、取締役が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を取締役(会)へ報告する義務を負っている（会社382）。  (2)取締役による是正措置が適切に執られないときは、取締役会に改善の助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じなければならない。緊急性があると認めるときは、監査役は、定時取締役会開催日まで待つことなく、取締役会の招集権者等に臨時取締役会の招集の請求をすることができる。さらに請求をした日から５日以内に取締役会の招集の通知が発せられない場合は自ら取締役会を招集することができる（会社383）。  (3)取締役が会社の目的外や法令・定款違反の行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあるとき、会社に著しい損害を招くおそれがあるときは、監査役は、当該取締役に対し当該行為をやめることを請求することができる（会社385）。  (4) (1)～(3)の行為を適切に行わない場合は、監査役は任務懈怠責任を問われることがある（会社423①）。 |
| ［参考］ |
| ○監査役監査基準22条[取締役の職務の執行の監査]、23条[業務執行取締役の職務執行の監査]、24条[取締役会等における取締役の報告及び取締役会における意思決定の監査] |
| **Ⅱ-４．競業取引・利益相反取引等の監査** |
| ［確認事項］ |
| □１．取締役の競業取引・利益相反取引が事前に取締役会にから承認を受け、事後に取締役会に結果報告されるなど適法に取締役会に付議されているかを確認している。  □２．株主等の権利行使に関する利益供与が行われていないか取締役会審議、決裁書閲覧、会計証憑等で確認している。  □３．関連当事者との一般的でない取引等の有無と適正な履行の確認のため、取締役会審議、決裁書閲覧、会計証憑等で確認している。  □４．親会社等との利益相反取引に関し、事業報告等を確認し、監査役の意見を監査報告に記載している。  □５．自己株式の取得および処分又は消却の手続が、適法かつ定款に基づき適正に履行されているかを、取締役会審議、決裁書閲覧等で確認している。 |
| ＜メモ＞（確認できなかった事項の理由・今後の課題等） |
| ［説明］ |
| (1)競業取引・利益相反取引  取締役が、競業取引（取締役が自己又は第三者のために行う自社と同類の事業に属する取引）　及び利益相反取引（取締役が自己又は第三者のために行う自社と利益が相反する取引）をしようとするときは、取締役会の承認を得なければならない（会社356・365・428）。また、当該取引をした取締役は、遅滞なく取締役会に報告しなければならない（会社365②）。監査役は、役員の兼務状況、該当取引が発生するような兼務先の有無を予め確認し、競業取引・利益相反取引がある場合は、取締役会で事前承認・結果報告が為されているかを確認する。  (2)株主等の権利行使に関する利益供与  株主等の権利行使に関して会社が財産上の利益供与をすることは、原則、禁止されている（会社120）。金銭の支払いによる利益供与については、寄付金、広告宣伝費、交際費、会費、雑費等に含まれることが多いので、相手先・支出の内容が適法か、金額が適切かを適宜確認する。  (3)関連当事者との取引  関連当事者との取引については、監査役は、以下の点について確認しなければならない。  ①関連当事者（親会社又は子会社若しくは株主等）との取引等で取引条件が一般と異なる取引は、取引条件の設定・改定について、所管部門ないし当該関連当事者から適宜確認するとともに、公開会社又は会計監査人設置会社の場合は、計算書類の個別注記表等にその取引条件が記載されていることを確認する（会算規112）。  ②「関連当事者との取引に関する注記」に表示された親会社等との間の取引（会社と第三者との間の取引で親会社と利益が相反する取引を含む）に関し、事業報告等に、イ．自社の利益を害さないように留意した事項、ロ．当該取引が自社の利益を害さないかどうかについての取締役（会）の判断及びその理由、ハ．社外取締役の意見が異なる場合はその意見の3項目が記載されなければならない（会社規118五）。監査役は、適正に記載されているかを確認し、監査役の意見を監査報告に記載する（会社規129①六・130②二）。  (4)自己株式の取得及び処分又は消却  自己株式の取得及び処分又は消却の手続については、会社法の規定に従った手続きで行われているか確認する（会社155・178）。  (5)競業取引等における監査役の役割  監査役は、競業取引等について、義務違反又はそのおそれがある事実を認めた時は、遅滞なく取締役会に報告しなければならない。取締役会で速やかな是正が行われない場合は、取締役に対し助言又は勧告、行為の差し止めを求めるなど必要な措置を講じなければならない。また、取締役が退任後に競業取引すること自体は適法であるが、退任前にその準備をするのは違法となるので注意が必要である。なお、その他重要又は異常な取引等についても、法令又は定款に違反する事実がないかに留意し、併せて重大な損失の発生を未然に防止するよう取締役に対し助言又は勧告を行う。 |
| ［参考］ |
| ○監査役監査基準27条[競業取引及び利益相反取引等の監査] |
| ［監査のツボ］ |
| 1)事業年度ごとに、定期的に各取締役から関連当事者との一般的でない取引の有無、その内容などに関して取締役に確認書（「取締役職務執行確認書」）の提出を求めることも有効である。  2）監査役（会）は、会計監査等で知り得た取引（取締役等への貸付金、コンサルタント料等の支払い、寄付金（迂回寄付金の有無）、子会社からの貸付金など）において、競業取引・利益相反取引等に該当しないかチェックする必要がある。（保証、裏保証、念書の確認、隠れた債務の有無確認、担保物件の保存登記の確認など） |
| **Ⅱ-５．会社法に基づく内部統制監査** |
| ［確認事項］ |
| □１．内部統制システムの構築・運用・評価が適切に行われていること、及びその結果に基づき取締役会で必要な都度見直しが行われていることを確認した。  □２．会社法並びに関連法令に基づく内部統制システム構築について取締役会で決議している場合（大会社以外の会社を含む）、決議の内容及び運用状況の相当性を確認した。  □３．会社法並びに関連法令に基づく内部統制システム構築について取締役会で決議している場合（大会社以外の会社を含む）、決議内容及び運用状況が事業報告において適切に開示されていることを確認した。  □４．内部通報制度が公益通報者保護法の趣旨に沿って構築されていることを確認した。  □５．内部通報制度が従業員に周知され、内部通報した者が不利益にならないよう実効的に運用されていることを確認した。  □６．反社会的勢力との関係を遮断する内部統制システムが構築・運用されていることを確認した。 |
| ＜メモ＞（確認できなかった事項の理由・今後の課題等） |
| ［説明］  ＊企業集団内部統制の監査役職務については、「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書（会社法編）」を併せてご活用ください。  (1)大会社は、「内部統制システムの構築」を取締役会で決議しなければならない（会社362④六・⑤）。会社法の要求項目は、① 法令等遵守(コンプライアンス)体制 ② 情報保存管理体制　③ 損失危険管理体制 ④ 効率性確保体制 ⑤ 企業集団内部統制体制 ⑥ 監査役監査の実効性確保体制である（会社362④六、会社規100）。  大会社以外の会社であっても、取締役の善管注意義務の一環として、各社の状況に応じた内部統制システムを構築・運用しなければならない。なお、大会社、大会社以外の会社ともに、構築・運用する内部統制システムの具体的内容については、各社の判断に委ねられる。  (2)内部統制システムの決議内容及びその運用状況の概要は、事業報告に記載する必要があり（会社規118二）、監査役は決議の内容並びに取締役が行う運用状況について相当でないと判断したときは、監査報告にその旨と理由を記載しなければならない（会社規129①五・130②二）。  (3)内部統制監査では、内部監査部門等の内部監査の計画・結果の報告を求め、有効な連携・活用を図る。  (4)監査役は、内部統制システムの決議内容、運用状況、情報把握・伝達体制・モニタリング体制などの機能状況及び取締役会の監督機能を適時に監査し、不備については改善を促すことが求められている。  (5)公益通報者保護法では、常時使用する労働者が300人を超える事業者に内部通報制度（公益通報体制）の整備及び公益通報対応業務従事者の設置を義務付けている（300人以下の場合は努力義務）。同法によれば、通報者と通報内容の保護を促進することが期待されており、当該従事者が守秘義務に違反した場合には刑事罰が課せられる（300人以下の場合も同様）（公益通報者保護法11･12･21）。さらに、上場会社においては、コーポレートガバナンス・コードにより、内部通報に係る適切な体制整備と取締役会による運用状況の監督（原則2-5）及び独立した窓口の設置（補充原則2-5①）が求められている。  (6)内部通報制度においては、内部通報された情報が監査役に伝達される体制が必要である。監査役を内部通報の窓口のひとつとする企業もある。監査役としては、通報者の不利益取扱いの禁止や秘密保持に関する内部通報制度の仕組みが明記された社内規程の整備、及び従業員等への周知徹底等の状況を確認する。  (７)反社会的勢力との関係を遮断することは、今や社会の要請である（各都道府県等暴力団排除条例）。反社会的勢力と関係を持つことは社会的指弾を受け、場合によっては、会社の存続にかかわる問題となることがあるので、業務の適正を確保するために必要な法令等遵守・リスク管理事項として、内部統制システムに明確に位置づける必要がある。 |
| ［参考］ |
| ○監査役監査基準25条 [内部統制システムに係る監査]  〇日本監査役協会「内部統制システムに係る監査の実施基準」（2021年12月16日） |
| ［監査のツボ］ |
| 1）取締役会及び取締役は、内部統制システムを適切に構築し、自ら運用実績を評価し、課題を認識し、システムをより向上させる責任を有し、そのため有効なＰＤＣＡサイクルを継続的に反復しなければならない。監査役は、内部統制システムの構築と運用を監査し、その結果に照らし、取締役会、取締役の内部統制システムに関する職務の執行が適切に行われているかを監査する。特に、期末等において取締役会が、的確に実績を評価し、課題を認識し、必要に応じて、決議内容の見直しを行っているかが、監査上最も重要である。  2）コンプライアンスに関し、会社内の各部門が各々の業務上関連のある法令等について、定期的な自己点検を制度化することによって、取締役、部門管理者が自部門の課題・対策立案、実行に結び付けて行くことが定例化できる。ただし、主観的に陥りやすいおそれもあるため自己点検の制度が正しく機能しているか監査役はチェックする。  3）内部通報制度は内部統制システムの一部である。内部通報制度は内部統制システムの網の目から漏れた違法行為等のリスク情報を問題が大きくならないうちに、通常の業務上の報告ルートとは別にバイパスルートを設けることによって吸い上げるものである。会社自身の自浄作用という重要な機能を果たす。内部告発により不祥事が表面化し大きなダメージを受けている企業が多いが、内部通報制度の充実によりリスクの減少を図ることが重要である。  4）会社は、反社会的勢力との関係遮断のため内部統制システムを構築・運用する必要がある。監査役は、①経営者が反社会的勢力の排除・関係遮断に向けた強い意思を持っているか、②反社会的勢力の排除・関係遮断方針が宣言や規程の形で明確化され、社内への周知徹底が適切に行われているか、③関係遮断のための手段（専門部署の設置、反社チェックなど属性審査体制の構築、反社会的勢力排除条項入り契約書の締結・遵守の徹底、警察・弁護士など外部専門機関との連絡体制の構築等）が適切に講じられ、運用されているかを検証し、確認する。 |
| **Ⅱ-6．金融商品取引法に基づく内部統制監査（上場会社等とそのグループ会社に適用）** |
| ［確認事項］ |
| □１．上場会社等とそのグループ会社の場合、「経営者が財務報告内部統制について、適正に構築・運用し、有効性を評価し、内部統制報告書に記載した」ことを監視、検証し、監査人の有効性の評価についても報告を受け、内容を確認した。  □２．上場会社等の場合、有価証券報告書等の法定開示情報、その他適時開示情報を適切に開示する体制が構築・運用されていることを確認した。 |
| ＜メモ＞（確認できなかった事項の理由・今後の課題等） |
|  |
| **［説明］** |
| ＊企業集団内部統制の監査役職務については、「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書（金融商品取引法編）」を併せてご活用ください。  (1)金融商品取引法（金商法）は、親会社とそのグループ会社（企業集団）の連結ベースの財務諸表やその他の情報の適正性・信頼性を確保するための体制を整備し、その体制について経営者が評価した「内部統制報告書」を内閣総理大臣に提出しなければならない（金商24の4の4）、としている。これは、「財務報告に係る内部統制」又は「内部統制報告制度」と称されている。対象は、親会社が上場会社等有価証券報告書を提出しなければならない会社である（金商24、企業会計審議会「財務報告に係る内部統制の評価・監査の基準、同実施基準」、「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保する体制に関する内閣府令」、「内部統制府令ガイドライン」）。  (2)監査役は、上場会社等（有価証券報告書提出会社）が金商法に従って構築・運用する「財務報告に係る内部統制」については、内部統制報告制度に基づき、経営者が内部統制の構築・運用状況を適切に評価し、適正に報告しているかを監査する。これは、取締役の職務の執行に対する監査役監査の一環である。  (3)金商法の財務報告に係る内部統制においては、経営者の内部統制報告書と、監査人（監査法人等）の内部統制監査報告書を、監視・検証しておく必要がある。監査役は、経営者・内部監査部門等と協議等を実施し、連携をとりながら、計画及び構築・運用と評価の状況を、監査人(監査法人等)からは、監査の状況を適時に監視・検証しておく必要がある。  (4)上場会社等は、金融商品取引法及び有価証券上場規程等に従い法定開示及び適時開示をする義務がある。金商法に基づくものとして有価証券報告書、半期報告書、内部統制報告書等（金商24・24の5・24の4の4等）があり、上場規程に基づくものとして四半期・通期決算短信、コーポレート・ガバナンス報告書等（東証有価証券上場規程404・419）がある。また、当該会社又は子会社に一定の事項の決定又は発生があった場合は適時開示をしなければならない（東証有価証券上場規程402・403）。  上場会社等の監査役は、これらの開示情報が適時にもれなく開示されているか、開示を適時・適切に行う体制が構築・運用されているか、監視・検証する必要がある。  情報開示に関連して、インサイダー取引規制違反（金商166）、フェア・ディスクロージャー・ルール違反（金商27の36）を起こさないために、これらのルールが社内で周知徹底されていることも重要である。 |
| ［参考］ |
| ○監査役監査基準45条[法定開示情報等に関する監査]  〇日本監査役協会「内部統制システムに係る監査の実施基準」14条[財務報告内部統制に関する監査] |
| ［監査のツボ］ |
| 1）上場会社等とそのグループ会社の監査役（会）は、金商法内部統制の構築・運用についても、コンプライアンスの一環として、適切に監査する。その際、内部監査部門との連携が重要であり、金商法内部統制の成果を、会社法内部統制の監査において活用すべきである。監査役（会）は、取締役会及び取締役が、二つの内部統制システムを有効かつ効率的に機能させているかという点にも、着目すべきである。  2)上場会社等が提出する有価証券報告書では、「コーポレート・ガバナンスの状況等」の項で会社の「監査の状況」について、具体的に、かつ分かりやすく記載することを求めている。原案を取締役等が作成するとしても、監査役は、その内容が適切であるかを確認する必要がある。主な記載事項は、次の通りとなっている（令和5年1月31日改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」）。  ①「監査役監査の状況」では、監査役監査の組織・人員、監査役会の開催頻度、具体的な検討内容、出席状況、常勤監査役の活動等  ②「内部監査の状況」では、内部監査の組織・人員、内部監査・監査役監査・会計監査の相互連携、内部統制部門との関係、内部監査の実効性を確保するための取組（代表取締役、取締役会、監査役（会）に直接報告する仕組みを含む）等  ③「会計監査の状況」では、監査法人の継続監査期間、監査法人の選定・会計監査人の選任の理由（解任又は不再任の決定の方針を含む）、当該会社と連結子会社の監査報酬等の内容、報酬額決定の方針概要、監査役（会）の会計監査人の報酬等の同意の理由等 |
| **Ⅱ-7．会社の支配に関する基本方針等の監査及び第三者割当の監査と独立役員の対応** |
| ［確認事項］ |
| □１．当社の買収防衛策が法に定められた条件を満たしていることを確認した（会社法施行規則118条3号）。  □２．公開会社、上場会社の場合、今期行われた第三者割当を含む株式・新株予約権等の発行につき監査し、必要な対応を行った。  □３．上場会社の場合、独立役員に指定された社外監査役は、一般株主の利益を踏まえた行動をとっている。 |
| ＜メモ＞（確認できなかった事項の理由・今後の課題等） |
|  |
| ［説明］  (1)財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針が定められ、一定の事項（買収防衛策を含む）が事業報告に記載されている場合、当該事項について監査役が監査報告に意見を記載する（会社規118三・129①六・130②二）。買収防衛策の内容については、取締役の保身や株主共同の利益を害する可能性があるときは、監査役は、企業価値の最大化を念頭に、取締役の善管注意義務・忠実義務違反がないか確認する必要がある。 監査役は、買収防衛策について、経済産業省(令和5年8月公表「企業買収における行動指針」)等の指針を参考に、企業価値ないし株主共同の利益の確保や向上のために公正な判断をすることが求められている。  (2)募集株式又は募集新株予約権の発行等が行われる場合、監査役は、取締役会の意思決定の過程・内容等を監査し、以下の対応を行う。  ①公開会社において、支配株主の異動を伴う募集株式等の発行が行われる場合、監査役は意見表明が求められ、株主に対する通知事項の中に、監査役の意見が記載される。10分の1以上の議決権を有する株主が反対すれば、株主総会での承認が必要となる（会社206の2・244の2、会社規42の2・55の2）。  ②上場会社等が、募集株式又は募集新株予約権等の第三者割当を行う場合、監査役は、有利発行該当性に関し検討し、金商法・上場規程等に従い意見を述べる。大規模な第三者割当（議決権の希釈化率が25％以上又は支配株主異動を伴う第三者割当）が行われる場合、監査役は、取締役の保身を目的とするものでないか等を検討し、必要な場合取締役に対し助言又は勧告を行う。  (3)上場会社の独立役員に指定された社外監査役は、取締役会などにおける業務執行に係る決定の局面等において、一般株主の利益を踏まえた行動をとることが、特に、期待されている。 |
| ［参考］ |
| ○監査役監査基準5条[社外監査役及び独立役員]、50条[会社の支配に関する基本方針等]、51条［第三者割当の監査］  ［監査のツボ］ |
| 1）独立役員に指定された社外監査役と他の監査役は、協力して支配株主の異動を伴う募集株式等の発行、及び第三者割当に関する有利発行の該当性（発行価格、発行株数、割当先等）について、所管部署より情報収集を図り、必要があると認めたときは、外部の弁護士等の意見を求め、一般株主の利益への配慮の観点から代表取締役及び取締役に意見を述べる。 |
| **Ⅱ-８．代表取締役との定期的会合** |
| ［確認事項］ |
| □１．代表取締役との定期的な会合を、事前に年間の監査計画に組み込み実施している。 |
| ＜メモ＞（確認できなかった事項の理由・今後の課題等） |
| ［説明］ |
| (1)監査に必要な情報は、取締役会への出席など日常の監査業務を通じて、その収集に努めることはもちろんであるが、特に代表取締役との会合の機会を設けることは、代表取締役と直接情報の交換を行い、率直な意見を交わす絶好の機会である。  (2)監査役は監査の実効性を確保するため監査役監査の環境整備に努めねばならないが、代表取締役との会合において、業務執行サイドに協力を求める必要のある事項を経営トップに直接要請することにより、監査環境整備を推進させることができる。  (3)代表取締役との会合は、事前に年間の監査計画に組み込むことによってスケジュール調整を行い、できるだけ非常勤・社外の監査役を含む監査役全員が出席することが望ましい。代表取締役と言葉を交わす機会自体の少ない非常勤・社外の監査役の双方が一堂に会する有意義な機会となる。  (4)意思疎通を図ることは大切であるが、監査役は独立的立場を堅持しなければならない。  (5)代表取締役に伝える事項、申し入れる事項等は、事前に監査役会で議論しておく。  (6)会合における議題例  ①重要な経営課題又は経営上のリスク  ②内部統制システムの構築・運用状況  ③コンプライアンスの推進・諸課題  ④事業継続計画（ＢＣＰ）の整備状況  ⑤監査役の監査環境（グループ会社を含む）  ⑥定時株主総会の議題  ⑦その他の自由な意見交換 |
| ［参考］ |
| ○監査役監査基準16条［代表取締役との定期的会合］  ［監査のツボ］ |
| 1）経営意思決定上、風通しのよい意思疎通ができる体制になっているか、コーポレート・ガバナンス上の課題がないかなどの話題を取り上げ意見交換する。  2）子会社等の状況に応じて、グループ全体として、常勤監査役や監査役が適切に配置されているかなど、その設置基準や機関設計の方針について意見交換する。 |

|  |
| --- |
| **Ⅱ-９．****取締役及び使用人に対する報告請求、業務・財産の調査（往査の実務）** |
| ［確認事項］ |
| □１．取締役・使用人へのヒアリング、重要書類・電磁的記録の閲覧等を通して、その職務が適法かつ適正に実行されているか、調査を行った。  □２．財産の取得、保全、運用、売却、除却、廃棄などが、法令・社内諸規則に従い、適正に処理されているか、調査を行った。  □３．資産の棚卸への立会い等により実在性を確認し、また遊休資産の管理状況を確認した。 |
| ＜メモ＞（確認できなかった事項の理由・今後の課題等） |
| ［説明］  (1)取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、当該事実を監査役（会）に報告しなければならない（会社357①）が、監査役（会）は、その報告を待つまでもなく、いつでも、取締役及び使用人に対して事業に関する報告を求めることができる（報告請求権）（会社381②）。そして、この報告は、予め取締役等と協議して報告事項や報告のタイミング（定期報告及び重要事象発生時の臨時報告）等を規程などで定めておくことも、あるいは必要に応じて随時報告を求めることも可能である（会社362④六、会社規100③四・五。確認書Ⅰ-２[説明]（3）参照）。  (2)監査役は、取締役の意思決定、業務執行、内部統制システムの構築・運用状況等に関する重要な書類・電磁的記録を閲覧し、必要な場合には、取締役・使用人に対して説明を求めることができる（会社381②）。  (3)監査役はいつでも会社の業務及び財産の状況を調査することができる（会社381②）。  (4)監査役は、この業務財産調査権に基づいて実地調査を行う。具体的には、本店・支店・工場その他の事業所における業務の実情を現場レベルで把握し、これらの業務が適法・適正に行われていることを確認すると共に、内部統制システムが現場レベルで適正に構築・運用されていることを監視、検証するために実地調査を実施する。  (5)監査役は不正の未然防止に努める為、会議費・交際費のチェックのほか、検収の現物確認、棚卸の現場立会い等、で適宜抜き取り調査などを行い、牽制効果を発揮して不正の未然防止に努めると共に、不正の芽の早期発見にも努める。このため会計監査人、内部統制・内部監査部門等との連携を密にする。  (6)監査役は、内部通報窓口や顧客からの苦情相談窓口に寄せられた通報・相談について窓口担当部署等から定期的に、かつ重要なものについては、適時適切に報告を受け、その内容を把握するように努める（確認書Ⅱ—５参照）。必要に応じて、監査役も内部通報窓口のひとつとなることを検討する。  (7)各事業所で実地調査（往査）を行う前に、往査先の事業所を統括する本社部署からヒアリングや往査先事業所の責任者との事前会合、あるいは前回の往査後に作成された監査調書などの資料の閲覧などを行うことで、次のような事項の予備調査を行う。  ①事業所の組織、職務権限、人事配置  ②事業所に関する取締役会その他の重要な会議の決議・報告事項  ③事業所に関する会計監査人監査、内部監査の実施状況報告、それらの指摘事項に対する事業所の対応状況  ④事業所における業務等に関する経営者のリスク評価  (8)監査項目については次のようなものが考えられ、往査実施後は速やかに監査調書を作成する。  ①法令等の遵守状況　⇒ 下記の[参考] ○遵守すべき法令の例示　参照  ②内部統制システムの整備・運用状況　　　　　　　　　　③経営理念・方針の浸透状況、経営計画などの進捗状況  ④財産状況（金銭、有価証券、棚卸資産、固定資産など）の調査  ⑤取引の調査　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⑥労務・安全管理の状況の調査  ⑦情報管理状況の調査　等  (9)往査により、不正の兆候や事実を把握した場合、その内容を監査役会でよく議論し、必要な対処が求められる。  (10)監査役は調査対象（比較的リスクの高い業務、前年度に何らかの問題の生じた業務、多額の財産の取得や処分等）の優先順位を明確にし、事業の報告を求める権限、業務・財産を調査する権限の両方を活用して監査する。 |
| ［参考］ |
| ○遵守すべき法令の例示  ①独占禁止法　　②下請代金支払遅延等防止法　　③不正競争防止法　　④個人情報保護法　　⑤公益通報者保護法　　⑥消費者保護関連法令（消費者基本法、消費者安全法、消費生活用製品安全法、消費者契約法、製造物責任(PL)法、不当景品類及び不当表示防止法等）　　⑦環境保全関連法令（環境基本法、大気・水質・騒音・地下水・土壌等の各法令、廃棄物処理・リサイクル等の各法令等）　　⑧労働関連法令（労働契約法、労働基準法、労働安全衛生法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、パートタイム・有期雇用労働法、育児介護休業法、女性活躍推進法、障害者雇用促進法等）　　⑨輸出関連法令（外国為替及び外国貿易法による安全保障上の輸出規制等）　　⑩政治資金規正法（寄付の制限等）　　⑪知的財産保護関連法令（特許法、意匠法、商標法、著作権法等）、⑫当該会社事業に関連する法令  ［監査のツボ］ |
| 1)会社の業務や情報伝達のデジタル化の進展にともない、監査役は、オンライン会議システムを利用した面談、電子データによる書類閲覧、資産等の画像閲覧などを活用し、監査の実効性、効率性を高めるべきであり、特に国内外の遠隔地の部署・子会社等の監査においてはそれが求められる。  2) その一方で、業務のデジタル化によって従前に比べ業務プロセスがブラックボックス化したり、データへのアクセスが困難になったりすることがあるので、監査役はコンピュータによる業務処理手順等を検証したり、データアクセス権限の付与を積極的に受けたりする必要がある。また、監査役が直接往査に赴かない監査の場合、監査の見落としや不都合な情報が隠蔽されるおそれがあるので、頻繁にオンライン面談を実施し、質問内容を詳細に設定する、あるいは、電子データへのアクセス頻度を高める、などの工夫が求められる。  3)会社の情報システムへの社外からの悪意のある攻撃や情報漏えいの発生のおそれに対して、情報システム部門のセキュリティ管理状況にも注意を払わなければならない。  4)会社財産の調査等で必要なときは、社内に調査委員会やプロジェクトチーム等（臨時組織）の設置を働きかけ、活動報告を受け、その結果を監視・検証する。  5)監査役は、監査を実施したときは、監査役の監査の方法（実施日、監査対象、報告聴取・往査等）、監査結果、所見等を記載した文書（一般に「監査調書」という。）を作成する必要がある。実施した監査内容の記録となる。内容に会社の機密情報や内部告発的情報が含まれる場合、報告者を保護する観点から取扱いには十分注意しなければならないが、入手した情報は記録し、10年間保存しておくことが望ましい（役員の第三者に対する損害賠償責任の消滅時効）（民法166①）。ちなみに株主総会や取締役会、監査役会等の議事録は10年間保存しなければならない（会社318②・371・394）。 |
| **Ⅱ-１０．企業不祥事への対応及び第三者委員会の設置** |
| ［確認事項］ |
| □１．不祥事の兆候（危険信号）を感知するために、会計監査人や内部監査部門に対し取締役等の業務の執行状況について質問し、意見交換をしている。  □２．取締役又は従業員等が、不祥事の兆候又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見し監査役に報告してきたため、監査役として事実関係の把握に努め、取締役に対し必要な措置の提言等をした。  □３．取締役又は従業員等からの監査役への報告又は監査役の調査の結果、不祥事の発生又は発生が疑われると認めたため、直ちに取締役会に報告し、必要に応じて、助言、勧告、取締役の行為の差止請求等を行った。  □４．必要に応じて、調査委員会の設置を提言した。  □５．取締役が調査委員会を設置せず、又は調査委員会の対応が、独立性、中立性又は透明性等の観点から適切でないと認められたため、第三者委員会の設置を勧告し、又は、自ら依頼して第三者委員会を立ち上げることに努めた。  □６．必要に応じて、かつ監査役に利害関係があると認められないため、調査委員会又は第三者委員会の委員に就任した。  □７．調査委員会又は第三者委員会の委員に就任していない場合、委員会から説明を受け、対応状況の把握に努めた。  □８．不祥事の原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止、対外的開示のあり方に関する取締役及び調査委員会、第三者委員会の対応状況を監視し検証した。  □９．不祥事の発生が疑われる事象はなかった。  □１０．不祥事の発生がなかった。 |
| ＜メモ＞（確認できなかった事項の理由・今後の課題等） |
| ［説明］ |
| (1)監査役は、粉飾決算等の会計不正を含む不祥事の兆候（危険信号）を感知するために、日常的な監査役監査活動に加えて、会計監査人や内部監査部門に対し取締役等の業務の執行状況について質問し、意見交換をしなければならない。監査役から必要な情報を提供しつつ、必要と認めたときは調査を依頼することができる連携関係を築く必要がある。なお、「不祥事」とは、「法令又は定款に違反する行為その他社会的批判を招く不正又は不適切な行為」を指し、対応に当たっては、「法的責任」だけでなく、株主等ステークホルダーに対する「説明責任」や会社の「社会的責任」、経営者の「経営責任」も強く意識しなければならない。  (2）取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査役（会）に報告する義務がある（会社357）。監査役は、報告を受けたときは、事実関係の把握に努め、取締役に対し必要な措置の提言等をしなければならない。  (3)監査役は、不祥事の兆候（危険信号）、すなわち取締役が不正の行為をするおそれ、又は法令・定款違反等の事実、著しく不当な事実などを認めたときは、遅滞なく取締役会において質問又は報告を行い、取締役会に問題の調査を適切に行うように提言しなければならない（会社382）。必要と認めたときは、監査役は、事業の報告を求める権限、業務・財産の状況を調査する権限を行使して事実を究明しなければならない（会社381②）。  (4)監査役は、取締役が法令や定款に違反する行為をし、又はするおそれがあり、かつその行為により会社に著しい損害が生じるおそれがあるときは、取締役に対し、当該行為をやめるように請求することができる（会社385①）。  (5)監査役は、不祥事が発生した場合、直ちに取締役等から報告を求め、必要に応じて調査委員会の設置を求め、同委員会から説明を受け、事実関係の把握に努めるとともに、原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止、対外的開示のあり方等に関する取締役及び調査委員会の対応状況について監視し検証しなければならない。  (6)監査役は、当該取締役の対応が、独立性、中立性又は透明性等の観点から適切でないと認められる場合には、監査役会における協議を経て、取締役に対して、外部の独立した弁護士等から成る第三者委員会の設置の勧告を行い、必要に応じて弁護士等に自ら依頼して第三者委員会を立ち上げるなど、適切な措置を講じる。  (7)第三者委員会とは、企業等（企業や組織）において、不祥事が発生した場合及び発生が疑われる場合において、経営から独立した委員のみをもって構成され、徹底した調査を実施した上で、専門家としての知見と経験に基づいて原因を分析し、必要に応じて具体的な再発防止策等を提言するタイプの委員会である（日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」）。  (8)第三者委員会は、すべてのステークホルダーのために調査を実施し、その結果をステークホルダーに公表することで、最終的には企業等の信頼と持続可能性を回復することを目的とする。  (9)監査役は、不祥事に対して明白な利害関係があると認められる者を除き、当該第三者委員会の委員に就任することが望ましく、就任しない場合にも第三者委員会の設置の経緯及び対応状況について、当該委員会から説明を受け、必要に応じて監査役会への出席を求める。委員に就任した場合には、他の弁護士等の委員と協働して職務を適正に遂行する。 |
| ［参考］ |
| 〇監査役監査基準22条[取締役の職務の執行の監査]、28条[企業不祥事発生時の対応及び第三者委員会]、40条[取締役会への出席・意見陳述] |
| ［監査のツボ］ |
| 1)不祥事の兆候（危険信号）の感知には、内部通報、その事実関係の調査結果、原因分析結果等がきっかけとなる場合も考えられる。  2)企業集団内の子会社監査役は、企業不祥事が発生したとき、もしくは発生のおそれがあるときは、親会社監査役や内部統制部門等に遅滞なく状況報告を行い、親会社と一体となって事態の解決を促すことが重要である。  3)期中あるいは直前期において重大な企業不祥事が生じた場合には、その事実及び原因究明並びに再発防止策の状況は、多くの場合、事業報告においても記載すべき重要な事項であると考えられる。監査役としては、(ｱ)事業報告における記載内容が適切であるか、(ｲ)再発防止に向けた業務執行の状況が取締役の善管注意義務に照らして問題等が認められないか、などについて、監査報告に記載する（会社規129①）。  4)不祥事対応に当たっては、日本取引所自主規制法人作成の「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」（2016年2月24日）や「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」（2018年3月30日）が参考になる。 |
| **Ⅱ-１１．企業集団に関する監査** |
| ［確認事項］ |
| □１．取締役等から、企業集団の内部統制の構築・運用状況について報告又は説明を受け、関係資料を閲覧した。  □２．企業集団の内部統制監査においては、不祥事等が親会社・企業集団に与える損害の大きさに応じて効率的かつ効果的に監査対象や監査項目等を決定している。  □３．企業集団の内部統制監査に当たり、親会社の内部監査部門等及び会計監査人との意思疎通、情報交換を  　　　図るように努めている。  □４．企業集団の内部統制監査に当たり、子会社・関連会社の代表取締役等と意見交換を行い、監査役、内部監査部門等、会計監査人（以上、子会社・関連会社に設置されている場合）とも意思疎通、情報交換を図るように努めている。  □５．子会社・関連会社の事業報告・決算関係書類を閲覧し、必要に応じて子会社・関連会社の業務及び財産の状況を調査している。  □６．子会社・関連会社の監査役が、監査懇話会「監査役職務確認書」「取締役職務執行確認書」等を活用して、自己の監査活動を確認、検証していることを確認している。  □７．グループ経営の観点で、子会社・関連会社の「会社法・内部統制」の構築・運用状況について監査している。  □８．グループ経営の観点で、子会社・関連会社の「金商法・内部統制」の構築・運用と有効性評価について報告を受け、内容を確認している。 |
| ＜メモ＞（確認できなかった事項の理由・今後の課題等） |
| ［説明］ |
| ＊企業集団内部統制の監査役職務については、「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書」を併せてご活用ください。  [親会社監査役による子会社調査権の行使]  (1)親会社の監査役は、その職務を行うため、必要があるときは、子会社に対して事業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査する（会社381③）。ただし、子会社の監査は、あくまでも子会社の監査役が行う点に留意する。なお、子会社は、例えば、親会社の不祥事に当該子会社が関係しないことが明らかである場合のように、監査役による報告徴求や調査が権限の濫用に該当する等の正当な理由があるときは、報告又は調査を拒むことができる（会社381④）  (2)親会社監査役に子会社調査権が認められているのは、親会社（取締役）の不正行為や不祥事に子会社を利用したケースが少なくないことや、親会社が純粋持株会社の場合、親会社の監査を行うために子会社の情報が不可欠であることなどによる。  (3)親会社の取締役が子会社との関係において善管注意義務に違反していないか、子会社との取引等において法令・定款に違反・不正行為が行われていないかについての調査が基本になる。  [企業集団に関する監査]  (1)親会社の監査役は、グループ経営の視点から企業集団内部統制（重要な関連会社も含む）に関する監査を行う  　（会社362④六、会社規100①五）。  (2)会社法は親子間の監査役相互・内部監査部門・会計監査人等との意思疎通と情報交換、子会社役員・重要な使用人等との意思疎通を図り、企業集団レベルの情報交換・環境整備への努力を求めている（会社規100②③）。  (3)親会社は、子会社の取締役、監査役、使用人等が親会社の監査役に報告するための体制、並びにその報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を作らなければならない。  (4**)**上場会社等に適用される金融商品取引法では、企業集団に係る財務報告の適正性を確保するための内部統制の構築・運用を求めており（金商24の4の4）、その有効性評価の対象は連結子会社にとどまらず持分法適用会社となる関連会社も含まれる（企業会計審議会「財務報告に係る内部統制の評価・監査の基準、同実施基準」）。 |
| ［参考］ |
| ○監査役監査基準26条[企業集団における監査]、39条[企業集団における監査の方法] |
| ［監査のツボ］ |
| 1）グループ監査の観点、グループとしての監査品質強化の観点から企業グループ（親会社／子会社）監査役連絡会を定期開催して、日常から監査役間の連携・情報交換を行うことが効果的である。 |

|  |
| --- |
| **Ⅱ-１２．内部監査部門及び内部統制部門との連携** |
| ［確認事項］ |
| □１．内部監査部門（主に内部統制システムの有効性についてモニタリングを担当）の監査計画、監査方法、監査結果を把握・活用し、緊密な連携を保って、組織的かつ効率的な監査を心がけた。  □２．必要に応じて内部監査部門が行う監査等に立ち会い、または同席している。  □３．内部監査部門に、必要に応じて調査を求めた。  □４．内部監査部門による是正・改善措置が取締役会等重要会議で十分に審議され、代表取締役その他業務執行取締役によって適時・適切に実施されているかをモニタリングしている。 |
| ＜メモ＞（確認できなかった事項の理由・今後の課題等） |
| ［説明］ |
| (1)内部監査部門は、業務執行部門の一員ではあるが、一定の独立性を保ちながら執行部門が構築、運用している内部統制システムの有効性についてモニタリングを行い、内部統制システムの改善に結びつけていく機能も担う。  (2)内部監査部門が、取締役会・代表取締役に内部統制システムの弱点、不備、欠陥等を指摘した上で、その是正・改善等を勧告・助言した場合、監査役としてはそれらが取締役会等重要会議で十分審議され、代表取締役その他の業務執行取締役によって、適宜・適切に実施されているかを監査する。言わば、監査役は内部監査部門による監査活動の実効性を担保する役割を担っている。  (3)監査役は、内部監査部門との有効な連携を図り、内部監査部門の監査計画、監査方法を事前に確認し、監査実施後の監査結果を把握・活用し、組織的かつ効率的な監査を心がける。このため監査項目によっては内部監査部門との共同往査を実施し、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。往査に際しては監査役監査と内部監査の視点の違いを十分認識する。  (4)監査役は、内部監査部門の活動・監査が実効的に行われておらず支障をきたしている場合には代表取締役または取締役会に対し、必要な措置をとるように助言又は勧告する。  (5)監査役は、内部統制部門（コンプライアンス所管部門、リスク管理所管部門、経理部門など内部統制機能を所管する部署を指す。）から内部統制システムの構築・運用の状況について定期的かつ随時に報告を受け、必要に応じて説明を求める。 |
| ［参考］ |
| ○監査役監査基準5条1項[社外監査役及び独立役員：社外監査役の内部監査部門等との情報の共有]、38条[内部監査部門等との連携による組織的かつ効率的監査]  ○内部統制システムに係る監査の実施基準６条[内部統制システムの構築・運用の状況に関する監査] |
| ［監査のツボ］ |
| 1)監査計画策定時に、内部監査部門と相互に十分なコミュニケーションを図り、監査役としての問題意識等を伝えると共に、「内部監査計画」等への反映を図る。 |

|  |
| --- |
| **Ⅱ-１３．事業報告等の監査** |
| ［確認事項］ |
| □１．事業報告及びその附属明細書が適法かつ会社の状況を正しく示しているかを確認している。  □２．前項を踏まえ、監査役監査報告を作成した。 |
| ＜メモ＞（確認できなかった事項の理由・今後の課題等） |
| ［説明］ |
| (1)監査役は、事業年度を通じて取締役の職務の執行を監査するが、当該年度に係る取締役が作成する事業報告及びその附属明細書が会社の状況を適法かつ適正に示しているかを作成段階から適宜検証することが望ましい。事業報告及びその附属明細書の作成は、すべての会社に義務付けられている（会社435②、会社規128）。ただし、株主総会への提出を義務付けられているのは、事業報告だけである（会社437・438）。  (2)監査役は、事業報告及びその附属明細書を法令に定める監査役監査報告（監査役会設置会社の場合、監査役会監査報告）の通知期限までに監査する（会社規129･130･132）。  (3)監査役は、事業報告等が法令又は定款に従い、会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見を監査役監査報告に記載しなければならない（会社規129①二）。監査役会設置会社の場合、監査役会監査報告にも記載しなければならない（会社規130②二）。  (4)公開会社の監査役は、事業報告において開示される社外監査役の活動状況その他監査役に関する事項について、適切に記載されているかにつき検討する（会社規119・124四）。  (5)上場会社等で有価証券報告書等の提出が必要な場合は、監査役は、有価証券報告書等の作成・開示が適正になされているかを監査する必要がある。（Ⅱ－6．金融商品取引法に基づく内部統制監査　参照） |
| ［参考］ |
| ○監査役監査基準29条[事業報告等の監査]、30条[事業報告における社外監査役の活動状況等]、45条[法定開示情報等に関する監査] |
| ［監査のツボ］ |
| 1)事業報告に改善すべき事項の記載漏れ等がある場合、その対策を講じ、事業報告に反映するよう代表取締役に申し入れ確認する。 |

|  |
| --- |
| **Ⅲ．会計監査に関する項目** |

|  |
| --- |
| **Ⅲ-１．会計監査人非設置会社の会計監査** |
| ［確認事項］ |
| □１.会計方針が法令等に従っているか、また会計方針の変更が相当か確認をした。  □２.会計帳簿に記載すべき事項が法令等に従い正確に記載され、記載漏れや不実の記載がないか確認をした。  □３.会計帳簿に会社の全ての財産とその価額、及び財産の変動に関する取引内容と金額が記載されているか確認をした。  □４.計算関係書類が、会計帳簿に基づいて正確に作成されているか確認をした。  □５.計算関係書類が、法令等及び会計方針に従い会社の財産及び損益の状況を適正に表示しているか確認をした。 |
| ＜メモ＞（確認できなかった事項の理由・今後の課題等） |
| ［説明］ |
| (1)会計監査人を設置していない会社の監査役は、自ら会計監査を行わなければならない（会社436①、会算規122）。一方、会計監査人設置会社の監査役は、会計監査人による会計監査の方法及び結果の相当性を判断することにより、間接的に会計監査を行う（会社436②・444④、会算規127）。  (2)会計監査人の監査方法の相当性については、会計監査人の策定する監査計画、会計監査人の設定する重点監査項目、期末監査に関する報告等、及び上場会社の場合、半期報告書レビューや第1・第３四半期決算短信の任意レビューに関する報告等を聴取し、各事項の相当性を判断する（会社397）。つまり、当該監査の実施時において、会計監査人による監査が必要とされる水準の手段を用い、必要事項に対して網羅的に漏れなく監査が実施されているかどうかについて評価を行う。  (3)監査役は、会計帳簿に反映されるべき事項について、会計帳簿に反映されていないものがないか確認しなければならない。会社の全ての財産とその価額、財産の変動に関する取引内容とその金額の期首・期末の状況を勘定科目ごとに確認する必要がある（会社432①、会算規59③・121②）。  (4)監査役は、計算書類が法令・自社の会計方針に従い会社の財産、損益の状況を正しく表示しているか確認しなければならない（会算規122①二・123②一）。  (5)前年度及び過去数期間の貸借対照表・損益計算書等の記載項目の変更点の有無、勘定科目別の金額の大幅な変動の有無等を確認して、変更点及び増減理由を、経理部門からヒアリングする。  (6)貸借対照表・損益計算書の記載と、附属明細書の記載との整合性がとれていることを確認する。  (7)偶発債務、後発事象で記載すべき事項が、記載漏れしていないか確認する必要がある（会算規103五・114・  122②）。  (8)税務申告と財務報告との差異の発生理由等について、申告前に経理部門より説明を受け、確認をする。 |
| ［参考］ |
| ○監査役監査基準33条［会計方針の監査］、34条［計算関係書類の監査］ |
| ［監査のツボ］ |
| 1）会計方針の変更については、事前に、経理部門に説明を求め、自ら調査し、十分な認識を得る。  2）①売掛債権 ②回収遅延 ③取引限度額与信管理などの監査は、会計不正防止および債権保全に必要である。  3）売掛債権残高確認書など取引先からの回答は、直接監査役宛に報告させるようにする。 |
| **Ⅲ-２．会計監査人設置会社の会計監査** |
| ［確認事項］ |
| □１．会計監査人の監査方法が相当であるか確認をした。  □２．会計監査人の監査結果が相当であるか確認をした。  □３．会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制について、確認をした。  □４．上場会社等の場合、有価証券報告書等が適正に作成、報告されているか監査した。 |
| ＜メモ＞（確認できなかった事項の理由・今後の課題等） |
| ［説明］ |
| (1)会計監査人設置会社の監査役(会)は、会計監査人の監査の方法と結果が相当であるか否かにつき判断を下さなければならない。監査役(会)が会計監査人による会計監査の方法及び結果が相当でないと判断した場合には、相当でないと認めた旨及びその理由を監査役（会）監査報告に記載する（会算規127・128）。経営者が会計監査人に提出する「経営者確認書」の内容についても確認をする。  (2)会計監査人の監査方法の相当性については、会計監査人の策定する監査計画、会計監査人の設定する重点監査項目、期末監査に関する報告等、及び上場会社の場合、半期報告書レビューや第1・第３四半期決算短信の任意レビューに関する報告等を聴取し、各事項の相当性を判断する（会社397）。つまり、当該監査の実施時において、会計監査人による監査が必要とされる水準の手段を用い、必要事項に対して網羅的に漏れなく監査が実施されているかどうかについて評価を行う。  (3)会計監査人の監査結果の相当性については、会計監査人から聴取した監査の報告内容を検証する必要があるとともに（会社396・397、会算規126・130①）、監査役も業務監査による実態把握に基づき、重点監査項目について会計監査を行い、当該監査結果をもって会計監査人の監査結果を検証する必要がある（会社436②、会算規125）。  具体的には、次に掲げるような事項が想定される。  　①損益計算書・貸借対照表の主な項目の内容分析  　②損益計算書・貸借対照表の注記事項の適法性確認  　③現金、預金等の金銭出納検査の結果確認  (4)監査役は、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制（独立性、契約の受任・継続に関する方針、品質管理体制）について、確認しなければならない（会算規127四・128②二・131）。  (5)監査役は、会計方針の変更が、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行（たとえば、企業会計審議会における企業会計原則等）に照らして、相当であるか会計監査人にヒアリングを行う（会社397②・431、会算規102の2・126②）。  (6)偶発債務、後発事象で記載すべき事項が、記載漏れしていないか確認する必要がある（会算規103五･114・126②）。  (7)上場会社等の監査役は、有価証券報告書等が適正に作成、報告されているか監査する必要がある。虚偽記載等があることが判明した場合には、役員等に賠償責任が生じる（金商24の4、有価証券上場規程601①）。  (8)税務申告と財務報告との差異の発生理由等について、申告前に経理部門より説明を受け、確認をする。 |
| ［参考］ |
| ○監査役監査基準31条［会計監査］、32条［会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の確認］  ［監査のツボ］ |
| 1) 会計方針の変更については、事前に、経理部門・会計監査人双方に説明を求め、自ら調査し十分な認識を得る。  2) 会計監査の相当性判断を行うためには、経理部門、会計監査人双方から、主要な意見交換の内容、結果につき定期的にヒアリングを行うことが重要である。  3) 開示書類については、虚偽記載がなく適正に作成、報告されているか確認する必要がある。チェックリストを作成して活用することも有用。  4）①売掛債権 ②回収遅延 ③取引限度額与信管理などについては、特に留意して確認する。  5)会計監査人が実施する債権債務残高確認については、回答の回収状況、回答内容の問題点の有無について会計監査人に照会し、勘定残高に問題がないことを確認する。 |

|  |
| --- |
| **Ⅲ-３．会計監査人の選任等・会計監査人の報酬等についての確認** |
| ［確認事項］ |
| □１．現任の会計監査人の再任について検討し、検討結果を代表取締役に通知した。  □２．会計監査人の選任、解任、再任の要否について検討し、株主総会に提出する議案が必要な場合は、その内容を決定し、代表取締役に文書により通知した。  □３．会計監査人の報酬等の額について、同意、又は不同意の判断を行い、その内容と理由を代表取締役に文書により通知した。 |
| ＜メモ＞（確認できなかった事項の理由・今後の課題等） |
| ［説明］ |
| (1)監査役(会）は、会計監査人の選任、解任、不再任の議案の内容の決定権を有する（会社344）。再任の場合は、株主総会への議案提出は不要である。監査役(会）は、会計監査人の職務遂行、監査体制及び独立性などの評価基準及び選定基準を策定しておき、会計監査人の再任の要否を毎期判断する。その判断結果と理由を文書により代表取締役に提出する。監査役（会）は、会計監査人の再任が不適当と判断した場合は、速やかに新たな会計監査人候補者を検討しなければならない。具体的な評価基準・選定基準の策定に当たっては、日本監査役協会「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」（2023年12月21日改定）が参考になる。  (2)上場会社等の場合、日本公認会計士協会の「上場会社等監査人名簿」に登録された公認会計士又は監査法人を会計監査人として選任しなければならない。登録された「登録上場会社等監査人」は、上場会社等の財務書類に係る監査業務等を公正かつ的確に遂行するための業務管理体制が整備されていると認定されている（金商193の2、公認会計士法34の34の2）。  (3)監査役(会)が会計監査人の選任、解任、不再任に関する議案の内容を決定した場合、その理由等が株主総会参考書類に適切に記載されているかを確認する（会社規77・81）。  (4)監査役は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監査役全員の同意がある場合、その会計監査人を解任することができる（会社340）。  　①職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき  　②会計監査人としてふさわしくない非行があったとき  　③心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき  　なお、解任後最初の株主総会において、その理由を報告する必要がある。また、当該事業年度の事業報告に理由を記載する（会社規126九）。  (5)会計監査人の報酬等を定めるときは、監査役（監査役が二人以上いる場合、その過半数、監査役会設置会社では、監査役会）の同意が必要である（会社399）。監査役(会)は、会計監査人の報酬等の額の同意の判断にあたって、会計監査人の監査計画の内容について会計監査人から事前に説明を受ける。会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などに関する情報を入手し、見積りが適切であるかについて確認し、同意・不同意に関する判断とその理由を文書により代表取締役に提出する。  (6)公開会社の監査役(会)は、会計監査人の報酬等の額に監査役(会)が同意した理由が、事業報告に適切に記載されているかについて確認する（会社規126二）。  (7)公開会社の監査役(会)は、事業報告記載事項である｢会計監査人の解任又は不再任の決定の方針｣を決定し（会社規126四）、代表取締役に提示する。 |
| ［参考］ |
| ○監査役監査基準35条［会計監査人の選任等の手続］、36条［会計監査人の報酬等の同意手続］ |
| ［監査のツボ］ |
| 1) 監査報酬額の世間相場については、同業他社・インターネット情報等で確認し、監査報酬額が監査計画、監査範囲に照らして妥当か、非監査報酬額が適切かを確認する。 |

|  |
| --- |
| **Ⅲ-４．会計監査人との連携についての確認** |
| ［確認事項］ |
| □１．会計監査人の監査の方法と結果が相当であるか否かについて、監査役が行う相当性判断に資するように、会計監査人と緊密な連携を図った。  □２．会計監査人とリスク情報を共有するために、会計監査人から報告を受け、必要に応じて監査役からも情報提供をするなど、双方向のコミュニケーションを図った。  □３．会計監査人から、「不正による重要な虚偽表示のリスク」に関連して把握している事実について質問があり、適確にこれに対応した。  □４．会計監査人が交代する場合、会計監査人の引継の状況について説明を受け、十分な引継が行われるように適切な措置を講じることを求めた。  □５．前任の会計監査人が、財務諸表における重要な虚偽の表示に関わる情報又は状況を把握している場合には、後任者にそれらを伝達していることを確認した。 |
| ＜メモ＞（確認できなかった事項の理由・今後の課題等） |
| ［説明］  (1)監査役は、会計監査人と定期的に会合をもつなど、緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、効率的・実効的な監査を実施するよう努めなければならない。特に経営トップが絡むような財務上の不祥事を防止し、適切に対応するためには両者の密接な協力が不可欠である（会社382・397、会社規107②・110②）。  (2)監査役は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行わなければならない。  (3)監査役は、会計監査人との意見交換においては、リスク情報を共有するために、会計上の課題**・**リスク（上場会社等の場合、「監査上の主要な検討事項（ＫＡＭ）」を含む）、コーポレート・ガバナンス、内部統制又は業務プロセスにおける課題等を含め、幅広いコミュニケーションとなるように努めなければならない。  (4)監査役は、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができる（会社397）。  (5)監査役は、業務監査の過程で知り得た情報に基づき、会計監査人の監査の参考となる情報又は会計監査人の監査に影響を及ぼすと認められる事項（上場会社等の場合、「監査上の主要な検討事項（ＫＡＭ）」を含む）について会計監査人に情報を提供するなど、有効な双方向のコミュニケーションを図ることが望ましい。  (6)会計監査人から取締役の職務の執行に関して不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実（財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実を含む。）がある旨の報告を受けた場合には（会社397①）、監査役は、必要な調査を行い、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じなければならない（会社382･383・385）。  (7)会計監査人が交代する場合、後任の会計監査人にとって過年度における情報は非常に重要であるため、会計監査人は、会計監査人間の引継に関する方針・手続きを定め適切な引継を行わなければならない（企業会計審議会「監査に関する品質管理基準の改訂に係る意見書」「監査に関する品質管理基準第十四［監査事務所間の引継］」2024年3月12日）。監査役は引継の状況について説明を受け、必要に応じて引継が十分に行われるように適切な措置を講じることを求める。また前任会計監査人が財務諸表における重要な虚偽の表示に関わる情報・状況を把握していた場合、それらを後任会計監査人に伝達していることを確認しなければならない。  (8)上場会社等の場合、会計監査人から計算関係書類監査又は財務諸表監査における不正による重要な虚偽表示のリスク(以下｢不正リスク｣という)に関連して質問を受けた場合は、適確にこれに答えるとともに、会計監査人と連携して適切な対応を図らなければならない。特に当該「不正リスク」に経営者の関与が疑われる場合は、会計監査人と協議の上、経営者に対して是正等の適切な措置を要求する（金商193の3、他　[参考]参照）。  (9)日本公認会計士協会「倫理規則」によれば、上場会社等と監査契約を締結している公認会計士又は監査法人（及びネットワーク・ファーム）が、当該会社（子会社等を含む）とアドバイザリー業務やコンサルティング業務等の非保証業務の契約をする場合、監査役の事前の了解を必要とする（日本公認会計士協会「倫理規則」R600.22　2022年7月25日最終改正）。監査役（会）は、事前了解するための手順・手続をあらかじめ定めておき、関係業務担当取締役と連携を図りつつ、会計監査人・監査人が監査業務において独立性を保持できているかを慎重に検討し回答する。  (10)公開会社は、非監査業務（保証業務と非保証業務）を会計監査人に依頼し対価を支払ったときはその内容を事業報告に記載する必要がある（会社規126三）。監査役(会)は、その内容が適切か確認する。 |
| ［参考］ |
| ○監査役監査基準48条［会計監査人との連携］  〇日本監査役協会「会計監査人との連携に関する実務指針」（2024年7月23日改定）  ＊以下、[説明](8)関連の参考文献  ○財務諸表等の監査証明に関する内閣府令７条［法令違反等事実の通知］・8条[情報通信の技術を利用する方法]  ○企業会計審議会［監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書］（2013年3月26日）  ○財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準Ⅲ［財務報告に係る内部統制の監査］（2023年4月7日改訂・2024年4月1日適用）  ［監査のツボ］ |
| 1)上場会社では、金商法改正により、2024年4月以降、従来の第1、第3四半期報告書が廃止され、四半期決算短信に一本化された。一方、第2四半期報告書は、半期報告書として従来通り期中レビューが必要。これに伴い、第1、第3四半期の監査レビューは任意項目となった。監査役(会)として、期初における会計監査人の年間計画策定段階で、会社側方針を含めて、第1、第3四半期を含めた会計監査人のレビュー方針、計画を確認することが重要である。  2）上場会社等（有価証券報告書提出会社）の場合、監査役（会）は、監査人（公認会計士又は監査法人を指す）と「監査上の主要な検討事項（ＫＡＭ）」について、適切にコミュニケーションを行わなければならない。  「ＫＡＭ」とは、監査人が、「（金商法に基づく）財務諸表の監査の過程で監査役（会）と協議した事項(重要な虚偽表示リスク、見積りの不確実性等)のうち、職業的専門家として当該監査において特に重要であると判断した事項」を指し、有価証券報告書の財務諸表の「監査報告書」に記載するもので、株主等に監査の過程について明らかにするために、「監査意見」とは明確に区別し、監査内容（重点監査事項とその監査方法）の情報として報告するとしている（金融庁「監査基準」2020年11月6日最終改訂、企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」2018年7月5日）。  監査役（会）は、監査人との協議をふまえて「監査報告書」に記載されたＫＡＭの内容を確認する。  3)日本公認会計士協会は、監査人（公認会計士又は監査法人を指す）が監査契約をする会社の取締役、従業員等の違法行為又はその疑いに気付いた場合、経営者及び必要に応じて監査役等に報告し対応を促さなければならないとしている。この場合の違法行為の対象となる法令には、財務諸表の作成・開示に関して遵守すべき法令のみならず、汚職・贈収賄、マネーロンダリング、情報保護、環境保護、公衆衛生・安全等に関する法令など広範囲の法令が含まれる（日本公認会計士協会「倫理規則」R360.13　2022年7月25日最終改正）。監査役（会）は、法令に従った事業活動が行われるように監視するとともに、監査人から報告を受けたときは、迅速に調査し、是正するように行動しなければならない。  4)会計監査人は、監査した財務諸表を含む開示書類のうち当該財務諸表と監査報告書を除いた部分（以下「その他の記載内容」という。）に対し、通読と財務諸表との重要な相違の識別のほか、監査の過程で得た知識との比較、「その他の記載内容」における重要な誤りの兆候に注意を払うこと、及び監査報告書において見出しを付した独立した区分での報告を行うことが求められている（「監査基準の改訂に関する意見書」2020年11月6日、日本公認会計士協会「監査基準委員会報告720」2023年1月12日、会算規126①五）。会社法監査では事業報告及びその附属明細書が「その他の記載内容」となり、会計監査人の報告内容は監査役（会）の監査報告とも関連するため、「その他の記載内容」についての監査役（会）と会計監査人とのコミュニケーションは重要である。  5）会計監査人との連携に当っては監査役自ら働きかけ、様々な会計上の課題等につき、常日頃質問等を行うなど、十分なコミュニケーションを図っておくことが重要である。監査チームの出来るだけ多くの会計監査人とコミュニケーションを図る。  6）会計監査人と取締役との意見が不一致の場合は、十分なミーティングを持つように助言することが必要である。 |

**Ⅳ．監査報告に関する項目**

|  |
| --- |
| **Ⅳ-１．監査調書の作成 ／ 監査内容等の報告・通知** |
| ［確認事項］ |
| □１．期中に実施した監査の結果は逐次とりまとめ監査調書として記録に残した。  □２．期中の監査結果について、定期的もしくは必要と認めた都度、取締役会、代表取締役等に報告した。  □３．期中監査調書の記載事項を整理し、期末に実施した監査業務と合わせて期末監査調書を作成した。  □４．期末監査調書に基づく報告を取締役会、代表取締役等に行った。 |
| ＜メモ＞（確認できなかった事項の理由・今後の課題等） |
| ［説明］ |
| (1)監査役は、期中に実施した監査活動については、その結果を逐次とりまとめて記録しておく。これらの記録は一般に監査調書と呼ばれるが、名称にこだわらず、実質的に監査結果が後から確認できるものであればよい。  (2)監査役は、期中の監査結果について、定期的もしくは必要と認めた都度、取締役会、代表取締役等に報告する。  (3)監査役は、監査報告を作成するために、期末監査調書を取り纏める。期中監査及び期末監査の結果を踏まえ、監査意見の策定根拠を明らかにし、かつ適正に監査を実施したことを立証するためである。期中監査で実施した監査方法及び監査結果、並びに監査意見に至った過程及び理由等を整理し、事業報告の監査及び期末の会計監査など期末に実施した監査業務と合わせて、期末監査調書を作成する。  (4)期末監査調書に基づく報告を取締役会、代表取締役等に行う事が望ましい。必要があると認めたときは、助言、勧告を行うなど適切な措置を講じる。 |
| ［参考］ |
| ○監査役監査基準59条[監査内容等の報告・説明]、60条[監査調書の作成]、61条[代表取締役及び取締役会への報告] |
| ［監査のツボ］ |
| 1）取締役職務執行確認書について全取締役に（又は、取締役会等で）説明し、期末に監査役(会)に提出してもらうことが望ましい。 |
| **Ⅳ-２．監査報告の作成・通知** |
| ［確認事項］ |
| □１．期末監査調書に基づき監査役監査報告を作成した。  □２．[監査役会設置会社の場合]各自の監査報告に関して意見交換を行い、監査役会監査報告を作成した。  □３．法令に定める期限までに特定取締役、会計監査人に通知した。 |
| ＜メモ＞（確認できなかった事項の理由・今後の課題等） |
| ［説明］ |
| (1)監査役（会）は、取締役の法令又は定款違反行為及び後発事象の有無等を確認するとともに、その他企業の健全性に重大な影響のある事項（継続企業の前提に係る事象、重大な事故・災害・係争事件等）について十分な情報開示が適時適切な方法で行われていたか留意の上、監査報告に記載すべき事項があるかを検討する。  (2)監査役は、取締役から事業報告及びその附属明細書、計算関係書類を受領して（会計監査人設置会社においては会計監査人から会計監査報告を受領して）、その内容を十分に監査して監査報告を作成する（会社381①、会社規129、会算規122・127）。  (3)監査役会設置会社においては、各監査役が作成した監査報告に基づいて監査役会の監査報告を作成する（会社390②、会社規130①、会算規123①・128①）。その際、最低一度は会議を開催するか、情報の送受信により同時に意見交換する事が出来る方法により審議しなければならない（会社規130③、会算規123③・128③）。個々の監査役の監査報告の内容と監査役会の監査報告の内容が異なる場合は、その異なる内容を監査役会監査報告に付記することが出来る（会社規130②、会算規123②・128②）。  特定監査役は、事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書、連結計算書類に関して、法令に定める日のいずれか遅い日までに、特定取締役に対して、監査報告（監査役会設置会社の場合は監査役会監査報告）の内容を通知しなければならない（会社規132、会算規124･132）。また、計算書類及びその附属明細書、連結計算書類に関する監査役（会）監査報告の内容は、会計監査人に対して通知しなければならない（会算規132①）。  (4)監査役会非設置会社の場合、各監査役の監査報告を作成することになるが、監査役全員の監査意見が完全に一致する場合は、監査報告を一通(連名)にすることができる。なお、監査役協議会等を設置している場合、「監査役会監査報告」と同等の法的権限を有するものと誤解されないように、「監査役協議会監査報告」のような名称を付することは避ける。  ＊「監査役協議会等」については、「Ⅰ．監査計画及び監査環境の整備に関する項目　４．監査役会の運営及び監査役会非設置会社の監査役の連携」の項を参照すること。 |
| ［参考］ |
| ○監査役監査基準45条[法定開示情報等に関する監査]、62条[監査報告の作成・通知] |
| ［監査のツボ］ |
| 1）直接訪問や実査による監査方法に加えて、オンライン面談、書類の電子化、映像による監査を行った場合、その旨を「監査の方法及びその内容」に記載することが望ましい。 |

|  |
| --- |
| **Ⅳ-３．****株主総会提出議案の調査 ／ 株主総会への報告・説明等** |
| ［確認事項］ |
| **□１．**株主総会へ提出する議案、書類等が法令・定款を遵守しているか、また著しく不当な事項があるかどうか調査した。  □２．株主総会時の監査役への質問に対して簡潔、丁寧に説明出来るように準備した。  □３．株主総会が適法・適正に開催・運営されたことを確認した。  □４．株主総会で決議された事項につき、取締役が実施したことを確**認した。** |
| ＜メモ＞（確認できなかった事項の理由・今後の課題等） |
| ［説明］ |
| (1)監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類及び電磁的記録その他の資料の内容を調査しなければならない。法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない（会社384、会社規106）。  (2)監査役が調査すべき書類は、株主総会招集通知、株主総会参考資料、議決権行使書面、添付書類（事業報告、計算書類、連結計算書類、監査報告）、その他の資料が該当する。定款の定めにより、電子提供措置により株主に提供している場合（会社325の2～325の6）は、その電磁的記録の内容を調査する。併せて、日程（招集通知・開催日の関係）、総会開催日前の計算書類等の備置き、議決権行使の基準日（定款との関係）、書面投票・電磁的投票の準備状況等についても、取締役会への出席、株主総会招集通知・参考資料・添付書類等の閲覧、取締役等への確認により調査する。総会に提出する書類及びその他の資料の調査は期間が限られた中で実施しなければならないのでドラフトの段階から受領し執行側の作成作業と並行して確認を進める。  (3)株主総会の電子提供措置をする場合、株主からの書面交付請求に対処するために電子提供措置事項のうち全部又は一部について、株主に交付する書面に記載を要しない旨を定款で定めておくことができる（会社325の5③）。この場合、監査役は、以下の項①②の請求をするべきか検討し、必要と認めるときは、株主に交付する書面に記載するように取締役に請求しなければならない（会社325の5③、会社規95の4①一ロ・二ロ・②）。  ①株主総会参考書類及び事業報告について株主交付書面に記載をしないことに対し監査役が異議を述べた事項  ②事業報告、計算書類、連結計算書類の記載事項について「株主に書面提供する事項（情報）は監査役が監査したものの一部である」旨の記載  (4)株主総会において株主からの質問に対する説明を求められた場合には、監査役の説明責任を果たす観点から、説明をしないことに正当な理由がある場合を除き、議長の指示に基づき十分な説明を尽くすことが必要である（会社314、会社規71）。なお、簡潔かつ丁寧に説明できるように事前に想定問答等を準備することも重要である。  (5)監査役は、株主総会の議事運営、質疑・採決の状況等が適法・適正に行われたことを確認する。  (6)監査役は、株主総会の議事録を確認するとともに、議決権の法定定足数、決議事項の実施状況、公告・登記の状況等について、実査、取締役等への確認等により調査する（会社318、会社規72）。 |
| ［参考］ |
| ○監査役監査基準63条[電子提供制度による開示]、65条[株主総会への報告・説明等] |

**Ⅴ．監査役が対応すべきその他の項目**

|  |
| --- |
| **Ⅴ-１．取締役等の責任一部免除に関する事項** |
| ［確認事項］ |
| □１．今期、該当事項は発生しなかった。  □２．今期、取締役の責任一部免除に関する監査役の同意を求められ、責任免除の要件を確認の上、免除に同意した。  □３．今期、取締役の責任一部免除に関する監査役の同意を求められ、責任免除の要件を確認の上、免除に同意しなかった。 |
| ＜メモ＞（確認できなかった事項の理由・今後の課題等） |
| ［説明］  (1)取締役、監査役、執行役又は会計監査人（以下、役員等という）は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任（任務懈怠責任）を負うことになる（会社423①）。この責任は、総株主の同意がなければ、原則、免除することができない（会社424）。  (2)取締役の会社に対する任務懈怠責任は、取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、下記ⅰ～ⅲの方法で、賠償額の一部を免除することができる（会社425）。ただし、利益相反取引のうち自己のために直接取引を行った取締役の責任は、ⅰ～ⅲの方法では一部免除できない（会社428）。  ⅰ　株主総会の特別決議による事後的免除（会社425）  責任免除に関する議案を株主総会に提出するには、すべての監査役の同意が必要（会社425③）  ⅱ　定款規定に基づく取締役会決議による事後的免除（会社426）  取締役の責任免除を規定する定款変更の議案を株主総会に提出する場合及び定款の規定に基づく責任免除の議案を取締役会に提出する場合には、すべての監査役の同意が必要（会社426②）  ⅲ　非業務執行取締役との事前の責任限定契約（会社427）  非業務執行取締役と責任限定契約を締結できる旨の定款変更議案を株主総会に提出する場合には、すべての監査役の同意が必要（会社427③）  (3)役員等が、その職務を行うに当たって、悪意又は重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うことになる（会社429①）。  また、取締役が計算書類や事業報告等に記載する重要な事項について虚偽記載をしたとき、あるいは、監査役等が監査報告に同様の虚偽記載をしたときなども第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、当該行為をしたことについて注意を怠らなかったことを自ら証明したときは、賠償責任を免れることができる（会社429②）。  (4)令和元年改正会社法により、補償契約(役員等が法令違反の疑いや責任追及を受けたときにその対応費用及び第三者に生じた損害賠償による損失の全部もしくは一部を会社が補償する契約：会社430の2)及び役員等のために締結される保険契約（いわゆるＤ＆Ｏ保険：会社430の3）に関する規律が会社法に定められた。いずれの契約も株主総会（取締役会設置会社においては、取締役会）において決議した場合に、役員等は会社と当該契約を締結することができる。  (5)監査役は、定款の定めで会社と責任限定契約を締結できるため、責任限定契約の締結の要否について検討することが望ましい（会社427①）。 |
| ［参考］ |
| ○監査役監査基準53条[取締役等の責任一部免除に関する同意] |
| **Ⅴ-２．取締役に対する株主代表訴訟・多重代表訴訟の提起請求等への監査役の対応** |
| ［確認事項］ |
| □１．今期、該当事項は発生しなかった。  □２．今期、取締役に対する損害賠償提訴請求が株主から提出されたが、監査役として適切に対応した。  □３．今期、取締役に対する株主代表訴訟（又は多重代表訴訟）が提起されたが、監査役として適切に対応した。  □４．今期、取締役と会社間の訴訟が生じ、監査役が会社の代表として適切に対応した。 |
| ＜メモ＞（確認できなかった事項の理由・今後の課題等） |
| ［説明］  (1)会社が取締役に対し、又は取締役が会社に対し訴えを提起する場合、ともに監査役が会社を代表する（会社386）。  (2)株主から取締役の責任追及等の訴えを提起する請求を受けた場合、監査役が会社を代表して、その請求に応じるかどうかを判断する。提訴請求をした株主は、会社（監査役）が60日以内に訴えを提起しない場合には、自ら責任追及等の訴え（株主代表訴訟）を提起することができる（会社847③）。提訴請求に応じない場合で、株主等から不提訴理由の請求があるときは、会社（監査役）は、請求者に対し、遅滞なく書面等により不提訴の理由を通知しなければならない（会社847④、会社規218）。株主が代表訴訟を提起した場合、会社が被告の取締役側に補助参加するとき（会社849①）、又は当該訴えにおける和解をするとき（会社850）は、すべての監査役の同意が必要である（会社849③、849の2）。  (3)いわゆる多重代表訴訟制度により、最終完全親会社等の総株主の総議決権の1％以上の数の株式を有する（ただし、公開会社では６か月前からの）株主は、大規模な完全子会社の取締役の損害賠償責任（特定責任）について、完全子会社に対し、提訴請求をすることができる（会社847の3①）。「大規模な完全子会社」とは、最終完全親会社等が直接又は間接的に有する子会社の株式帳簿価額が、当該親会社の総資産の5分の1を超えている場合の当該子会社が該当する（会社847の3④）。最終完全親会社は、事業報告にその名称等を記載しなければならない（会社規118四）。提訴請求の手続等は株主代表訴訟の手続に準じるが、提訴請求を受けるのは、完全子会社（監査役）である（会社847の3⑦⑧、会社規218の７）。 |
| ［参考］ |
| ○監査役監査基準52条[取締役と会社間の訴えの代表]、54条[株主代表訴訟の提訴請求の受領及び不提訴理由の通知]、55条[株主代表訴訟における補助参加の同意]、56条[会社が原告となる責任追及訴訟における和解]、57条[株主代表訴訟における和解に対する異議の判断]、58条[多重代表訴訟等における取扱い] |
| ［監査のツボ］ |
| 1)株主代表訴訟（多重代表訴訟を含む）への事前の備えも含め、必要な場合に速やかに相談できる弁護士（会社の顧問弁護士以外の弁護士）を予め決めておくことが望ましい。会社の法務部門とは事前打ち合わせを行う。 |
| **Ⅴ-３．監査役の選任議案に関する事項** |
| ［確認事項］ |
| □１．監査役の選任に関する監査役（会）の同意等手続きが整備されている。  □２．今期、監査役選任議案への同意を適法かつ適切に行った。  □３．今期、監査役は選任されなかった。  □４．今期、監査役の辞任にあたり不合理な点はないか確認した。 |
| ＜メモ＞（確認できなかった事項の理由・今後の課題等） |
|  |
| ［説明］  (1)監査役選任議案を株主総会に提出する場合、監査役（監査役が２人以上の場合はその過半数。監査役会設置会社では監査役会）の同意を得なければならない（会社343①）。また、監査役（会）は、取締役に対し、監査役の選任を株主総会の目的とすること、又は監査役の選任議案を株主総会に提出することを請求できる（会社343②）。  (2)監査役候補者の選定に際しては、監査役（会）は以下の監査役の適格性を慎重に検討することが望ましい。  ①任期を全うすることが可能である。  ②業務執行者等からの独立性が確保できる。  ③公正不偏の態度を保持できる。  ④会社経営に対する知見及び監査業務に対する意欲を有する。  なお、監査役の内最低1名は、財務及び会計に関して相当程度の知見を有する者であることが望ましい。 |
| ［参考］ |
| ○監査役監査基準9条[監査役選任手続等への関与及び同意手続]、10条[監査役候補者の選定基準等] |
| ［監査のツボ］ |
| 1)監査役が「監査の在り方や監査実務」について精通し、十分な監査機能を発揮しうる環境にあることが重要である。そのためにも身分等を含め、監査役の独立性が確保されていることが重要である。  2)監査役（会）は、監査役の人数、監査役の候補者、監査役候補者の選定方針の内容、監査役選任議案を決定する手続について、取締役との間であらかじめ協議の機会をもつことが望ましい。その上で、取締役の提案する選任議案に不同意の場合は、会社法で規定された権限である選任議案提案請求権の活用を検討する。 |

|  |
| --- |
| **Ⅴ-４．監査役の報酬等に関する事項** |
| ［確認事項］ |
| □１．監査役の報酬等の総額枠が、定款又は株主総会の決議によって定められていることを確認している。  □２．（監査役が二人以上いる場合）各監査役の報酬等について、監査役の協議によって決定している。  □３．監査役の報酬等の在り方について、代表取締役等とも協議の機会を持っている。 |
| ＜メモ＞（確認できなかった事項の理由・今後の課題等） |
| ［説明］  (1)監査役の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、株主総会の決議によって定める（会社387①）。  (2)監査役が２人以上ある場合において、各監査役の報酬等について定款の定め又は株主総会の決議がないときは、当該報酬等は，前項の報酬等の範囲内において、監査役の協議によって定める（会社387②）。  (3)監査役は、株主総会において、監査役の報酬等について意見を述べることができる（会社387③）。 |
| ［参考］ |
| ○監査役監査基準12条[監査役の報酬等] |
| ［監査のツボ］ |
| 1)監査役（会）は、監査役の報酬の総枠額、株式報酬等、個別報酬水準などについて議論し、必要に応じて代表取締役等と協議の機会を持つことが望ましい。  2）会社法第387条の趣旨は、監査役の独立性を保障し、適正な報酬を確保するものであることに留意する。 |

|  |
| --- |
| **Ⅴ-５．監査役（会）・内部監査部門・会計監査人の監査（三様監査）間の連携に関する事項** |
| ［確認事項］ |
| □１．三様監査を統括する意識を持って、内部監査部門及び会計監査人とのより密接かつ円滑な三者間コミュニケーションを図った。 |
| ＜メモ＞（確認できなかった事項の理由・今後の課題等） |
| ［説明］ |
| (1)監査役は、三様監査を統括する意識を持って、主体的に内部監査部門及び会計監査人とのより密接かつ円滑な三者間コミュニケーションを促進する役割を担う。  (2)三者の監査目的、権限、責任が明確に異なることを勘案し、各々の監査の実効性を高めることに留意する。  (3)有価証券報告書には、内部監査・監査役監査・会計監査の相互連携状況について、及び内部監査部門の報告が代表取締役、監査役（会）、取締役会などに直接行われているか否かについて記載しなければならない。 |
| ［参考］ |
| ○コーポレートガバナンス・コード補充原則３－２②[取締役会・監査役会の対応―(ⅲ)外部会計監査人・監査役（会）・内部監査部門・社外取締役との連携] |
| ［監査のツボ］ |
| 1）監査役が主導して、内部監査部門、会計監査人の三者を一堂に会して、会計不正防止等について意見交換することも考えられる。  2)三様監査の当事者が定期的に一堂に会し、重点監査項目、監査計画、監査方法、監査進捗状況、監査結果等について報告し合って、それぞれの監査活動の内容を相互に理解し、さらに積極的に意見交換をするならば、会社全体としての会計監査、業務監査の効率性と実効性の向上が期待できる。 |

|  |
| --- |
| **Ⅴ-６．監査役と社外取締役との連携に関する事項** |
| ［確認事項］ |
| □１．社外取締役との情報交換等の実施について検討し、適切に情報交換等を行った。  □２. 社外取締役は選任されていない。 |
| ＜メモ＞（確認できなかった事項の理由・今後の課題等） |
| ［説明］ |
| (1)令和元年改正会社法により、監査役会設置会社（公開かつ大会社で有価証券報告書提出義務のある会社に限る。）は、社外取締役の選任が義務付けられた（会社327の2）。  (2)社外取締役と監査役は、立場の違いはあるものの共に非業務執行役員として、会社の健全かつ持続的な成長の確保、良質なコーポレート・ガバナンス体制の確立等の共通した役割を持つ。監査役は、会社の経営課題や重要なリスク等について、社外取締役と積極的に情報交換をし、監査役の監査機能と社外取締役の監督機能がともに発揮できるよう、連携することが望ましい（会社規105②）。  (3)社外取締役を選任する議案を株主総会に提出するときは、全ての会社が、株主総会参考書類に「当該候補者が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要」を記載しなければならない（会社規74④）。公開会社で社外取締役がいる場合、事業報告に「当該社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要」を記載する（会社規124四）。 |
| ［参考］ |
| ○監査役監査基準17条[社外取締役等との連携]  ○コーポレートガバナンス・コード補充原則4-4①[社外取締役の情報収集力の強化]、補充原則4-8①[独立社外取締役と独立社外者（社外監査役等）との情報交換・認識共有]、補充原則4-13③[社外役員への情報提供体制] |
| ［監査のツボ］ |
| 1)会社執行部より社外取締役に提供される情報が必ずしも客観的・合理的な情報とは限らない。監査役は、監査活動等で得た客観的情報を社外取締役に積極的に提供し、社外取締役の独立性の保持に努める必要がある。  2)監査役と社外取締役の連携においては、監査役（会）の監査の実効性を確保するという観点を重視し、意見交換を通じて認識を共有し信頼関係を確立することが重要である。  3)社外取締役が必要とする情報が適確に提供されているためには、監査役との連携以外にも、社内に連絡・調整にあたる者が選任されているなど、社外取締役の情報収集体制が整備されていることが必要である。監査役は、社外取締役の情報収集力の状況を監視し、必要に応じて、代表取締役に対し、又は取締役会で提言することが望ましい。  4)会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき（例えば、マネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）や親子会社間取引等）、株主の利益を損なうおそれがあるため、その都度、取締役会の決議により、社外取締役に当該業務の執行を委託できる（会社348の2）。ただし、委託された業務を業務執行取締役の指揮命令により執行した場合は、業務執行の独立性が疑われ、会社法第2条十五号イに規定する社外取締役の要件を満たさなくなる。社外取締役が委託を受けるときは、監査役（会）は、業務執行の利益相反性や独立性等を慎重に検討し、必要に応じて意見を述べることが望ましい。 |

**Ⅵ．善管注意義務を履行していること・任務懈怠をしていないこと等についての確認**

|  |
| --- |
| **Ⅵ-１．善管注意義務を履行していること・任務懈怠をしていないこと等についての確認** |
| ［確認事項］ |
| □１．監査役としての善管注意義務を履行し、任務懈怠をしていない。  □２．監査役としての善管注意義務の履行、任務懈怠について、確認を留保する。 |
| ＜メモ＞（確認できなかった事項の理由・今後の課題等） |
| ［説明］ |
| (1)監査役は、その職務について会社から委任を受けており（会社330）、その職務を遂行するについて、善良な管理者としての注意を果たす義務（善管注意義務）を負う（民法644）。この義務に違反して、会社に損害を与えた場合は、民法415条により債務不履行に基づく損害賠償責任を負う。  (2)監査役を含む役員等の債務不履行については、民法415条の特則として会社法423条1項で、その任務を怠ったときは、会社に対し生じた損害を賠償する責任を負う（任務懈怠責任）としている。  (3)監査役が職務を行うにつき悪意、重過失があった時は、これにより第三者に生じた損害を賠償する責任を負う（会社429①）。  (4)監査役が監査報告の重要な事項につき虚偽の記載（不記載を含む）をした場合は、注意を怠らなかったことを証明しない限り、第三者に対し損害賠償する責任を負う（会社429②）。  (5)会社若しくは第三者に対する監査役の損害賠償責任の時効は、10年である（民法166①、参考参照）。  (6)取締役だけでなく監査役も「不適切な行為」をする可能性があることを認識する。 |
| ［参考］ |
| ○民法166条[債権等の消滅時効]１項　債権は、債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき、又は権利を行使することができる時から十年間行使しないとき、消滅する。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 本文のすべての**［確認事項］**は、セルフチェック用です |  | 確認　記載日　　　　年　　月　　日 |
|  |  | 記載者　氏名 |